

シアンマークの王制リーダーシップと政策決定

浦野起央

一、はしがき

二、シアンマークのリーダーシップの確立

a、政治再編成の課題

b、サンングラム体制の確立

c、シアンマーク体制のイデオロギー

三、サンングラム体制による政治

a、憲法的枠組

b、反体制イデオロギーの問題

c、「陰の内閣」の問題―サンングラム体制の限界に触れて―

四、国際的与件が規定する政治

―中立政策の形成論理をめぐって―

シアンマークの王制リーダーシップと政策決定

- a、カンボジアの状況論理
 - b、中立政策の形成
 - c、国際保障の政策的跛行性
- 五、結語

- a、王制リーダーシップの性格
- b、中立政策の問題点
- c、イデオロギー性の評価

一、は し が き

かつて植民地体制下にあった新生国家が、その旧体制を争点としつつ独立主権の国民国家像を求め、新しい代替的な政治体制を探索している状況は通説的である。ここでは、一般に独立を推進した民族主義的政治体が、旧社会体制をどう継承し新しい国家体制の基盤たりえたかの理解が問われる。ネーション・ビルディングの課題はそこにあり、そこでは国民社会の再編成が取りあげられる。

しかし、国際的争点がそれを性向づけ内質化せしめる経緯は無視出来ないものがある。このことは、国民国家像が国際政治体系の文脈を究めずして理解しえないことからも肯けられよう。とりわけ、第二次大戦後、民族の平等権を認める国際世論のもと、植民帝国の植民地民族政策の偉大なる転換によって澎湃として新生国家が誕生したが、そうした国民国家の独立方向は、民族自決の貫徹にあるとはいえ、それを超えたグローバルな諸条件の規制を著し

く受けているといわなくてはならない。ここでは、その情況が、新しい秩序の形成というよりも、対外的イムパクトによる混乱ないし緊張、そして分裂、対立、内戦を生みかねないのである。

そこにおける政治的再編成の課題は、政治的利益なしの世論を表出する政治チャンネルの不備から生ずる政治運動の無規定性、ナショナル・アイデンティティの形成をめぐる、下層レベル単位を国民的文明に包摂せる社会動員による政治構造の転換、あるいは憲法形式と政治内容との間の乖離を埋める強力なリーダーシップの必要不可避性を提起している。加えて、後述するように対外的イムパクトが強く、政治体系の生活過程の自律的規定性が低い新生諸国——均衡された社会であっても、それが安定的であるとは限らないのであって、ここでは自己を維持する能力の基礎が理解されていないとの反省から体系分析がとりあげられ、よってわたしはこれを「未熟国家」と呼んだことがある⁽²⁾が——にあっては、とりわけその政治政策の内容は国内的帰結としてのみではなく、国際的規定要因に照らして検討されなくてはならない。概して伝統的政治社会体制の再編成はネオ伝統的寡頭政治形態をとり勝ちであるが、そこにおける政治政策の内容が以上触れた環境のなかにあっていかに位置づけられるかは極めて興味深い。

このケース・スタディとしてシアヌーク政権下のカンボジアにおける政策決定の分析をとりあげる。インドシナのうちでもカンボジアに対するフランスの支配は、その戦略的位置からラオスと並んでタイへの政治的緩衝地帯とし、秩序の維持を計る以外に何の関心もなく、何の社会経済施策もとられることはなかった⁽⁴⁾。しかし、六―一三世紀の古代国家を追憶するクメル主義の伝統が王制の存続を通じ、この国土の政治的社会的統一を可能にしたことは注目される⁽⁵⁾。したがって伝統王国カンボジアにあっては、シアヌーク殿下の王制リーダーシップのもと、クメル価値体系に基づく近代的政治再編成が取りあげられるところとなり、国際的焦点に立つインドシナの対外的イムパクトに対処する⁽⁶⁾

政治政策がとられた。

カンボジアは、対内的には王制社会主義を志向するサンクグム体制をとり、対外的には対外的イムパクトを中立政策の立法化で先どりする政治方策を選んだ。これはシアヌークの王制リーダーシップによるところで、それによつてカンボジアの政治生活の必須変数、いいかえれば政治体系の維持が確認されたといえる。しかし、その必須変数はいつも作動しうるとは限らない。あらゆる体系はその必須変数に加わるイムパクトに対処する能力をもっているが、体系が必須変数の臨界範囲を越えて作動するとか、必須変数が限定的にしか確認されえてない状況にあっては、イムパクトに対して適切な対策をとりえないことで、体系が崩壊することもありうる。そこに提起されるイムパクトに対する政治体系の反応のパターンの問題は、政治生活における体系の効用を強調することで注目され、カンボジア中立定策の形成はそれを如実に物語っていた。この中立政策の形成は体系成員の行動を、必須変数に対するイムパクトの軽減ないし激化の文脈で動員するものであったわけで、それによつて体系の維持が計られた。しかし、体系へのイムパクトはその成員の行動に結びついて体系の境界を越えて作用——このばあい交換というよりも滲透作用という方が適切であろう——し勝ちで、このためカンボジアにあって中立政策の遂行すらあやぶまれた。カンボジアの中立政策の政策的跛行性が問われるこのため、それは体制維持の限界の問題にも通じる⁽⁷⁾。

本稿は、かかるシアヌークの政治リーダーシップをめぐる政治機能の条件を視点にとりあげるが、以下、第二、三節でシアヌークの政治リーダーシップの形成と政治機能の要件としての行為様式、第四節で中立政策の形成とその政策的跛行性をとりあげ、最後にシアヌーク体制をめぐる諸論点の評価について述べる。

注

(1) ネーション・ビルディングへの分析的アプローチはなかでもルシアン・バイによって提示され、ビルマをケース・スタディとした成果が注目される。Lucian W. Pye, *Politics, Personality and Nation Building: Burma's Search for Identity*, Yale U.P., 1962, pp. 32 ff. を参照。

(2) 拙稿「未熟国家の問題点—カンボジアの事例を中心として—」季刊社会科学、八号、一九六五年八月。本稿は、上掲論文を補筆・改稿する形でまとめられたものであることをお断りしておく。

(3) ここでいうネオ伝統的寡頭政治形態とは、政府への人民の政治参加が限定的であり、依然、レーヴィイのいう自己完結的権威が機能している体系のモデルの意味で使用している (Marion J. Levy, Jr., *The Structure of Society*, Princeton U.P., 1957)。そして、ここでは、近代化によって特権に基づいた統治規範が打倒される状況にあっても、コミュニケーションによるコンフォミティの確立が意図され、それによって正統性を確定されるように努められるから、アプターに倣って動員体制といえるかもしれない。アプターは、動員体系が権威を儀式化し、カリスマ的リーダーシップを制度的なものへ移す場合、それは新重商主義社会となる (その典型はモロッコ) と述べているが、カンボジアがこの後者にあてはまるかどうかは、ここでは決定しかねる。というのは、かかる経験が成功したとはいえないからである。ただ、シアヌーク追放後のカンボジアが同類の変種である軍部寡頭制であることには直違いない。すなわち手段的価値 (世俗的権威) を導入し、王制リーダーシップの地位を軍部が占めたからである (David E. Apter, *The Politics of Modernization*, Chicago U.P., 1965, 内山秀夫訳「近代化の政治学」上巻、未来社、一九六八年の第一章をみよ)。

(4) デビラースは、カンボジアにおけるフランスの公的、私的利害の重要度の低さについて、こう述べている。「いくつかの大きな米作農園といくつかの大きなゴム・プランテーション以外は実質的農業コロニーはなく、名を挙げるほどの産業もなく、適切に管理するには実際的ではなく、かつあまりに遠隔の地であった。……そこでは、快適な生活、人口の稀薄さ、社会的あるいは政治的問題からの圧力の欠如が一種の麻痺状態をつくりだす結果となっていた。」(フィリップス・デビラース「カンボジ

アにおける権力の力学」、サウル・ローズ編、岸幸一他訳「東南アジアの政治」紀伊国屋書店、一九六五年、所収、一六五—六頁)。また、ヘルツは、こう述べている。「経済開発の貧困はあっても徹底した植民地搾取が行なわれたわけではなかった。カンボジアは水の上のように沈滞した地域であり、継子であった。フランスの誤ちは搾取というよりはカンボジアを放置したことにある。」(Martin F. Herz, *A Short History of Cambodia*, Atlantic Books, 1968)

実際、一九二六年にカンボジアを訪れ、現住民行政を観察したヘスケス・ベルの報告 Sir Hesketh Bell, *Foreign Colonial Administration in the Far East*, 1928 (羽俣郁訳「蘭・仏印植民司政」伊藤書店、昭和一六年)は、こう述べている。

「實際上大衆を刺激し国民的問題で彼等を誤るやうな土人の新聞もなく、この仏教民族本来の平和な気分は、仏蘭西の為政者の仕事を比較的容易ならしめて居る。児童は殆ど皆村落にある寺子屋学校で自国語の読み書きを教へられて居るが、進んだ形の教育は一般住民には到底手が届かない。安南やトンキンで已に面倒を惹き起して居る偏した破壊的思想も、カムボジアの田舎の住民間には何等重大な進展をも示して居ない、そして、人民の大部分は主としてその伝統的産業と、古来の信仰的帰依とに心を奪はれて居る。この如き状態が続く限りカムボジアの平和と繁栄とが覚乱されるやうな危険は殆どあり得ない。」(二八二—三頁)

(5) ベルは、「カムボジア王はその臣民の現世の君主であるのみならず、その精神界の主君でもある。王は仏教の最高の長者で、為されんとする如何なる改新に対しても密接な抑制力を持って居る。」(前掲書、二六〇頁)と述べているが、一八八五—一八七九年の暴動は伝統的クメールの制度に触れようとするものが危険であることを示した。

(6) この場合、人口動態、人種集団、社会構造と地位の移動などの社会的要件が検討されなくてはならないが、ここではとりあげない。それについては、*Foreign Area Studies the American University, Area Handbook for Cambodia*, Oct. 1968, DA Pan No. 550—50 を参す。

(7) この方法的構築はイーストンに負うところである (David Easton, *A Framework for Political Analysis*, Prentice-Hall, 1965, 岡村忠夫訳「政治分析の基礎」みすず書房、昭和四三年。—, *A Systems Analysis of Political Life*, John Wiley & Sons, 1965)。

二、シアヌークのリーダーシップの確立

a 政治再編成の課題

伝統王国カンボジアの政治力学を規定するものは、通常の伝統的支配体制と変革の担い手との葛藤にあった。シアヌークら王制派が民族主義者ソン・ゴク・タンらの登場をおそれたのはそのためで、かくてシアヌークはソン・ゴク・タンらの民主党と対決し王制リーダーシップの確立に努めたのである。

カンボジア国王モニボンの死去で、一九四一年一月二八日ノロドム・シアヌークが新国王に選任された。これは、彼をよく知り、彼の選任を強くおしたインドシナ仏総督ドクーの政治上の意向が大きかったとされているが、形式上の理由としてはノロドム、シソワット両王家の王位継承をめぐる争いに両家の血筋にあたるシアヌークを即位させることでピリオドを打つことであつた。⁽¹⁾ いわゆる日本軍の仏印処理で、一九四五年三月一三日シアヌーク国王はカンボジアの独立を宣言し、国王親政内閣が生まれたが、八月一四日徹底的な反仏民族主義者で日本に亡命していたソン・ゴク・タン⁽²⁾を首班とする内閣が成立した。七月タンは祖国の独立維持に関する国民投票で圧倒的支持を受けたが、彼は一〇月仏軍の再進駐で「連合軍の安全を脅かし、カンボジア人の利益に反している」として逮捕された。この逮捕には、カンボジアの王族や政府要人のフランス当局者への要請によるところがあつたとされるが、その理由としてはタンの権力に対する彼らの警戒と連合軍との交渉に対するタンの不道徳性があげられた。⁽⁴⁾ タンの逮捕を機に、彼の仲間は当時タイの支配下にあつた北西部諸州(パッテンバン州、シエムレアップ州)で民族闘争に入り、クメル・イサラと称したのである。

この事件にシアヌーク国王がどこまで関与していたかは定かでない。ただフランス弁務官が着任し、王はフランスに対する忠誠宣言を行ない、親仏内閣が成立した。のち国王はカンボジアの地位決定についてフランスと協議を進め、フランスは一九四一年条約⁽⁵⁾でタイに割譲させられた北西部諸州のカンボジアへの返還を条件に、一九四六年一月七日フランスカンボジア暫定取決め (modus vivendi)⁽⁶⁾ の締結に応じた。この返還は同年一月一七日ワシントン協定で達せられたが、シアヌークは、急進民族主義者が暫定取決めによる自治国の存在に強く批判的であったのに対し、伝統王国護持の見地でこれを重視しており、当時彼は、タイと並んでさらにはベトナム (ベトナム) に対する警戒が強く、そのことがすべて優先した⁽⁸⁾。そのためにはシアヌークにとってタン一派の行動は許されえなかったものとされよう。

暫定取決めで政治・行政がともかくカンボジア人の手に移され、同四六年九月一日制憲議会選挙が行なわれ、憲法審議の結果、翌四七年五月六日カンボジア王国憲法が公布された。この結果、カンボジアは絶対君主政体から立憲君主政体へ移行し、議会民主政が布かれた。

この憲法の起草者であったユテボン殿下は一九四六年五月民主党を結成し、総裁として政府官吏の不满分子、教師、僧侶、インテリを結集し、制憲議会選挙で大勢を占めた。民主党はその主張として自国の早期独立をとりあげていたが、これにはクメル・イサラクの一部も参加した。

一九四七年一二月第一回総選挙でも、王党派の自由党に対し民主党が大勝を占めた⁽⁹⁾。その結果、独立問題をめぐって政府と議会の不一致、国王と政府・議会との対立が深まり、内閣は度々更迭され、政情は安定しなかった⁽¹⁰⁾。とくに一九四七年七月ユテボン殿下の死去後、対仏関係に批判的な急進分子が民主党の中枢を支配するに及んで、国王は民主党主流から離脱したイナム・サンポールを首班に指名し、民主党といっそう対立したが、サンポール内閣のもとで

一九四九年九月国民議会は解散させられた。他方、一九四七年一月国王自ら対仏交渉を進め⁽¹¹⁾、一九四九年一月八日フランス・カンボジア条約⁽¹²⁾で、カンボジアは協同国の資格において(フランス連合内の)限定的独立を達成した。その結果、カンボジアは、フランスなどの諸国から一応独立国として承認されたが、タイを除く東南アジア諸国はベトナム・ラオスとともにカンボジアをフランスの傀儡政権とみ、批判が厳しかった。その理由は、フランス連合の枠内における独立で、内政主権は確立されたとはいえ、軍事・外交面では多くの制限が課せられ、その独立は完全な国家主権といえるものでなかったからである。⁽¹³⁾

カンボジア国内でも、同条約に関し国王やサンポール政権に対する批判は激しいものがあり、完全独立闘争のため武装闘争さえみられた。武装闘争に入ったのは、クメル・イサラクの左派(共産系の赤色クメル)で、カンボジアの南東部でベトミンやパテト・ラオと共同闘争に入った。しかし、右派はこれらに加わらなかった。⁽¹⁴⁾その批判もあって一九五一年九月第二回総選挙は民主党の勝利に終わり、⁽¹⁵⁾フィ・カンツール民主党内閣が成立した。民主党政府の成立で、ソン・ゴク・タンはシアヌーク王の仲介もあり一〇月政治活動を行なわないとの約束により帰国したが、⁽¹⁶⁾タンは同党の反仏、反王制の合法闘争を指導し、翌五二年三月九日フランス軍駐留拒否などの独立運動方針をめぐって国王と対立した。⁽¹⁷⁾そして彼は、クメル・イサラク右派(自由クメル)のカンボジア西北部での闘争を支援し、非合法活動に入った。当時の情勢としては僧侶、官吏、学生、インテリなどを基盤にかかる共和主義の支持勢力が根強く、政権樹立の可能性すら考えられたのである。ために国王は、クメル・イサラクの討伐を数回行なったが成功せず、国内の政情不安はその極に達した。

ここに、シアヌーク王は王制の護持と国内統一の確保のため、一九五二年六月一日「民主党の横暴」を理由に民主党内閣の辞職要求を声明し⁽¹⁸⁾、今後三年間国王に全権を与えることを議会に要求し、これが実現できなければ国民議

会を解散すると警告し、その承認をとりつけた。これがシアヌーク国王の平和的クーデターといわれるもので、この結果、シアヌークは首相・外相・文相を兼ねる国王親政を布いた。

しかし、国民議会の絶対多数を占める民主党は必ずしも協力的でなく、政府提出の予算案は経済開発と公共支出の軽視を理由に国民議会に握りつぶされ、国王の要求していた治安維持に関する特別法も一九五三年一月一三日国民議会に否決されるに至って、シアヌークは危機の宣言を行ない、国民議会と王国会議を解散した。そして翌一四日、反政府勢力の活動弾圧を狙った特別法⁽¹⁹⁾を公布した。同法により、民主党議員一二名が逮捕され、在タイ公館の全員がクメル・イサラクに関与していたことで停職させられた。そして同月二十九日国会に代わるものとして暫定的な国民諮問会議が設けられ、そのメンバーは一年の任期で前国会議員から選ばれた。⁽²⁰⁾

かかる民主党の対決姿勢は、伝統的な王制の封印というよりも、まずもって国王とフランスの結託に対する非難にあつたから、シアヌークは民主党を抑え国の実権を握ると、その活路を対仏交渉に求めた。一九五三年二月九日シアヌークは国内政治をベン・ヌート首相に託し、フランスとの独立交渉に赴いた。これがのちに「国王による独立のための十字軍 (La Croisade Royal pour l'Indépendance)」といわれるもので、シアヌークはバリでの交渉⁽²¹⁾が失敗すると、カナダ、米国に赴き完全独立要求を国際世論に訴え、共産主義者がカンボジア独立のため戦っている口実をなくすためには、まずもってわが国の完全独立が必要であると主張した。そしてとりわけ彼が述べたところの、カンボジア国民は独立を強化できなければ、ベトナムを支持するかもしれないとの発言は大きな国際的反響を呼び起こしたが、五月九日フランス・カンボジア新協定が結ばれ、⁽²²⁾一三日シアヌークは帰国した。しかし、それへのフランスの譲歩は不完全で、六月一四日シアヌークはカンボジア問題をタイ政府を通じ国連へ提出する意図からタイに亡命工作をした

(当時、ブノンペンには大使館は一つもなかった)が、タイの協力を得られず、二〇日北西部バットンバンに帰り二二日自ら独立闘争宣言を行なった。その結果七月三日フランスは対インドシナ三国覚書を手交し、これを契機として交渉が進展し、八月二九日司法権・警察権移譲協定、一〇月一七日軍事権移譲協定がそれぞれ調印された。かくて十一月八日シアヌークはブノンペンへ帰還し、翌九日独立式典が挙行され、以後十一月九日が独立記念日と定められたのである。この独立十字軍の結果、カンボジアの国内治安は急速に回復するところとなった。九月一日ベン・ヌート首相の呼びかけ、すなわち「諸君の要求する独立達成は目前にある。一〇月一日までに政府に降伏せよ。さもなければ、国家への叛逆者として断固なる措置をとる」⁽²⁵⁾によってイサラク右派の投降がつづいたのは、このためである。その結果、「独立の父」なるシアヌーク国王に対する国民の信頼感が固まった。ここに、シアヌークは国王の神聖さと絶対不可侵性を回復し、国王の存在は人民の国家意識と深く密着するところとなったのである。

一九五四年三月一〇日カンボジアは外交自主権を得て完全独立を達成したが、四月初めベトミン勢力が東北部に侵入し、クメル・イサラク左派と呼応しゲリラ活動が始まった。しかし、この事件は一九五四年ジュネーブ協定で終熄の見透しが立ち、他方同協定によってフランス軍の撤退とカンボジアの独立と治安の回復が確認された。⁽²⁷⁾(のち一九五六年の憲法改正でカンボジアの主権が再確認された)。そして同年一月タンはジュネーブ協定の結果として再び政治活動に入ることを求めたが、シアヌークはこれを拒否し、タンはバンコクへ亡命した。このタン⁽²⁶⁾の亡命で、民主党はその勢力を大きく減殺され、シアヌークの政治的リーダーシップは確定的となったのである。

b サングクム体制の確立

議会主義体制内における官廷と近代主義者の民主党との国内政争は、こうして国際的次元へ移されることで止揚さ

れることになり、そこでは、民主党の発言と行動を封じるべく政党政治への復帰を避けて、王家の威信のもとに国民の再結集が意図されたのである。すなわち、クメル人に独立を与えた個人としての国王の存在と人民の国王に対する信頼がそれであり、かくて指導者と大衆の連関の定式化が求められることになったわけである。

それを達するべく、シアヌークは一九五五年二月七日、「国王は独立を達成するという使命を果したか」の課題の下に国民投票を行ない、八九万票（九九・八％）の支持を得た。⁽²⁸⁾ このことは、ジュネーブ協定に基づき来る四月に予定されていた総選挙での王制派の勝利を約束するものと思われたが、国王はさらに民主党の勢力伸張への懸念から、そのいっそうの進出を封ずるべく、二月一日選挙法を改正し、よって立候補者に三年間の居住制限を課し、さらに一九日国王は、内閣は国民議会に対してではなく国王に負い、国民議会は政府を不信任案で倒すことは許されないと憲法改革を進めたのである。しかし、この選挙法改正は反国王勢力を締出すものとして国際監視委員会に提訴され、同委員会はそれがジュネーブ協定に違反するとの見解をシアヌーク政府に通告し、かつ憲法改革反対の学生デモもみられ、ためにいづれの改変も成功しなかった。シアヌークはこの成行きに激昂し、三月二日王位を父スラマリット殿下に譲って退位を宣言した。⁽²⁹⁾ この退位で、総選挙は四月一七日施行の予定を九月一日に延期された。

そしてシアヌークは四月二日、自由党をはじめとする従来の諸党派を解体し、新たに人民社会主義共同体（サンクムと略称 Sangkum Reastr Niyum）という大同団結の人民連合を結成し、自ら総裁に就任した。ここでは、議会政治下の政治ルート、すなわち政党活動を閉鎖し、シアヌークの王制リーダーシップによる国民の組織化が意図され、指導者と大衆の連関が達せられることになるのである。

このサンクムは政党とは規定されない。要するに、国民的組織で、綱領⁽³¹⁾によれば、一般民衆の全体利益に対する

彼ら自身の意思と監督に基づく国家制度の下ではじめて作用しうるところの、"国家、宗教、国王"の三位一体による、社会主義的かつ平等主義的な真の民主主義を樹立し、祖国の過去の偉大さを再現することを目的とする国民の総結集である。その限り国民的運動であるが、サングクムへの加入資格としては他の政党に一切属さず、非難を受けていないことが明確にされ、かつ王制の護持と仏教信仰が規定されている以上、それは王制リーダーシップによる国民の組織化にはかならないといえるものである。⁽³²⁾その制度化としては、二院制議会による間接民主制に加えてサングクムによる国民大会を創設し、直接民主王制を確立したことがあげられる。そして、サングクムの計画化を通じ、生活水準と経済開発の集団的改革のための大衆エネルギーを動員することで、ネオ伝統的寡頭制を固めたのである。すなわち、農民保護と外国人活動制限など諸種の経済社会政策がとられたが、他方一九五七年九月五日クメル王国社会主義青年団を結成し、自ら総裁に就任し、底辺からの組織化に努めた。⁽³³⁾そしてその組織化が完成した段階で、王制リーダーシップの安全弁として一九五三年一月一六日サングクムの後継者としてノロドム・ナラディボ殿下が指名されたが、それはナラディボがシアヌークに代わって国家元首となりカンボジア王国を体现することが意味されていたわけである。

ところで一九五五年九月第三回総選挙はサングクムと民主党の対決となったが、選挙結果はサングクムが投票総数の八二・六九パーセントを得て完勝し、全議席を獲得した。民主党の得票率は一二・三三パーセント、人民党(クメル・イサラク左派)は三・八七パーセントにとどまった。⁽³⁴⁾この結果は共和制派に対する王制派の勝利を意味し、シアヌークは全国民統合のシンボルと化し、王制リーダーシップが確立していることを明示したのである。

サングクムが国民議会を独占し、サングクム内閣が成立したにもかかわらず、議会と政府の角逐は絶えなかった。民主党は総選挙で敗北したとはいえ、反シアヌーク・反政府攻撃をつづけており、ために一九五七年七月シアヌーク

に率いられたサングクムは王宮で民主党と対決した(後述)。その公開討論を通じて、民主党はシアヌークのリーダーシップに挑戦できずサングクムに押し切られ、政府官吏の多数がサングクムに参加して民主党は事実上崩壊した。ここに、政府と議会の衝突で一九五八年一月国会が解散されると、シアヌークは国民議会の議席数を九一から六二に減じ、三月の第四回総選挙はサングクムの独占に終わった。⁽³⁵⁾ つづく一九六二年六月、一九六六年九月の総選挙ともサングクムの独占に終わっているが、その限りそれら一九五八年以後の選挙はシアヌークのもとに達成された国家統一の誇示にあったと解せられないわけではない。⁽³⁶⁾

サングクム体制が確立したとはいえ、国内政情は必ずしも安定をみていなかった。依然内閣と政府は衝突を繰返し、サングクムの独占的施政に対する反撥がみられた。とりわけ一九六六年選挙以後、サングクム内の内部抗争が表面化した。ためにシアヌークは同年一〇月サングクム内に野党的存在の勢力として「陰の内閣」を創設することで諸勢力間のバランス維持に努めたのである(後述)。

また、一九六〇年四月三日ノロドム・スラマリット王の崩御で、王位継承問題が起こり、シアヌークは王室内部から王制リーダーシップの維持の問題に直面した。というのは、シアヌークは王位継承最適任者であるにもかかわらず、彼がサングクムから離れることはサングクムの分裂を来たし、内紛を招くことは明らかであったからである。そこで、暫定措置としてシンソワット・モニレット殿下を議長とする摂政会議が国王に代わる合議制機関として設けられたが問題は解決せず、結局国民の支持を条件に六月一日の憲法改正で国家元首が設けられ、⁽³⁷⁾シアヌークは二〇日国家元首に就任し、サングクム総裁を兼ねることになった。この際、六月五日の国民投票においてシアヌーク施政が二〇万七四一票対一三五票で支持されたことで、シアヌークの王制リーダーシップはいっそう啓蒙専制君主的色彩をもつに

至ったが、他面これがため反シアヌーク、反政府勢力はとるに足りないとはいえ個人的リーダーシップに対する対外的イムパクトを助長して反政府活動を存続させることになったのである。

c シアヌーク体制のイデオロギー

シアヌークのサンングラム体制によるイデオロギーは通常「王制社会主義」と理解されているが、内容的には民主化された王制を維持しつつ、経済、社会、教育面において社会主義的方法を採用するという以上を出ない。

それはカンボジアにおける政治力学の勢力均衡を変えるものではない。むしろ、クメル民族の進化の過程で、その活動を定着させる前提としてあげられたのである。それはカンボジア王朝の強化につながるものである。

シアヌークは、一九五六年九月第三次シアヌーク内閣を組閣する際、王室の民主化と議会、政府などの社会主義化をとりあげたが、その声明は「われわれは、国民と争わずに国家に王冠の威厳を与える宮廷を愛さねばならず、愛することができぬ。結論として、行政官、兵士、学生・政治家は国民の幸福のためには社会主義者であり、国家の威信および団結のためには王制主義者である。これが、わが国の社会主義者である。」と要約した。⁽³⁸⁾

さらに、一九五八年四月、シアヌークは王制社会主義こそカンボジアに適用されうる唯一最上の政治形態であると述べたが、その理論づけは一九六一年に情報省から刊行の「クメル社会主義に関する諸考察」(Considerations sur le Socialisme Khmer)⁽³⁹⁾の中でなされた。そこではまず、われわれが社会主義の道を選んだのは、一千年以上このかたわれわれの王が従ってきた道の延長だからで、それこそわが仏教道徳に合致し人民のいっそう至福をもたらすものであるとし、クメルの先王たちは経済的・社会的利益となる大工事の実現者であったし、今でもそうであると指摘される。要するに、ここでは、国家―仏教―王の三位一体のサンングラム理念の政策的解釈がなされるに過ぎず、クメル民族を

象徴するカンボジア国民に対し国民と王の伝統的チャネルを確立し、生活水準と経済開発の集团的改善の目的のための大衆エネルギーの動員をもたらすものとしてクメル社会主義がとりあげられたのである。

いいかえれば、世界の動向が体制選択において社会主義化に向っているとの認識の上に社会主義を選ぶという肯定に立つが、しかしその路線は仏教道徳に合致しわが先王たちがわが国を発展させてきたものだからというにある。その根拠は、「カンボジアは封建的制度も植民地搾取体制も知らず、えらい難儀もせずに独自の社会主義を創出して近代史に足を踏み入れたという社会の稀な例」⁽⁴⁰⁾を提供していることにあるからだとし、クメル社会主義はマルクス主義ではなく、まずもって民族的なもので、仏教がその社会主義に生気を吹き込むことで、最もうるわしい理論を構成しているとするにある。

かくて、クメル社会主義はこう定義づけられる。国家がその体制として、王制を維持しつつ、経済社会政策の面では国家が計画的に指導を行なうことにあり、そして国家が国民経済の方向を想定し、特権階級による労働の搾取から市民を保護し、国民にその存在と尊厳を保障し、幸福を見出すための物質的手段を国民に与えることを目標とする制度ということなのである。そしてその国家計画の特質は計画組織化(panification)の実行方法に見出されるが、それは権力の行使によらないで説得の手段によって実現するにある。

「諸考察」は、具体的にはこう述べられている。サングクムが企画した活動はクメル社会主義原則の一適用である。みな利益になる工事に人民全体が直接参加するということで、サングクムの全員がもっている相互扶助と連帯義務の観念は、人民が自発的にクメル共同体と国家の業務に努力を提供する原動力になっているものである。国家は、こうした建設的な努力を能率的にし、調和を保たせるための作業主任者である。そして生産と社会生活の二つの分野の

適用、すなわち共同体の発展に、サンクトムとクメル王国社会主義青年団はその中核としての役割を担うものであり、協同組合の設立と王立協同組合局の再組織がこの中に組み入れられる。それというのは、村の社会主義的伝統（住居や集合所の共同建築・井戸掘り・交通路整備等）の線に沿って集団的に実行されてきたことの再現なのだからである。なお、商・工業面では現在の産業発展の現段階において国营企業と私企業の共存・協力関係（いわゆる両条腿走路線）を維持し、もって国家資本、民間資本折半の混合結社創設を奨励することが望ましい、としている。

結局、かかる思想形成に沿ってクメル王制社会主義の制度化が進められたが、後述する中立政策の政策的限界とそれの転換から一九六四年以後自力更生政策の名のもとと人民社会主義への移行がみられた。すなわち、一九六三年一月銀行の国有化（実施は一九六四年七月）、同月輸出入の国营化、一九六四年一月国营企業の発足などの措置がとられた⁽⁴¹⁾。その結果として、カンボジアは財政危機に陥り、一九六八年二月二九〜三一日第二六回サンクトム大会は国際協力政策による経済の再建と発展を打ち出し、一九六九年八月ロン・ノル政権の成立以後国营化政策は打ち切られた。しかし、かかる社会主義政策の後退はシアヌークの意にそわず、ロン・ノル政権は彼との対決を深めるばかりであった。ということは、かかるシアヌークの王制社会主義それ自体、シアヌークの政治的リーダーシップを補強し、それをサンクトムを通して制度化する理論として構想されたものに過ぎなかったからである。

注

- (1) Donald Lancaster, *The Emancipation of French Indo-China*, Oxford U. P., 1961, pp. 97—98 参照。同書は、一九五四年に至るインドシナ問題の代表的通史として高く評価される。さらにカンボジアの独立過程については、高橋保「カンボジアの独立過程とシハヌーク体制の確立」、山本達郎編「東南アジアにおける権力構造の史的考察」、竹内書店、一九六九年、所収
シアヌークの王制リーダーシップと政策決定

収があり、同論文はよくまとめられており筆者も参照した。

- (2) ソン・ゴク・タンは一九三六年に最初のカンボジア語新聞を発行し反仏的主張を掲げ、一九四一―四二年の宗教暴動を扇動した。この暴動の鎮圧とソン・ゴク・タンの日本への逃亡が、三年間の民族闘争休戦をもたらした。
- (3) これには、タンがベトナム人の血を引いていることがあげられ、この後ブノンベンのベトナム人は身を隠したといわれる。
- (4) Lancaster, *ibid.*, p. 134 参照。
- (5) 一九四一年五月九日調印のタイ国・フランス国間平和条約を指す。テキストは、外務省条約局「大東亜条約集」第一巻、昭和一八年、四〇九―四六頁所収。
- (6) 同テキストは Roger Lévy, *L'Indochine et ses traités*, 1946, Paris, 1946, pp. 41―46 に所収。
- (7) シアヌークが失地回復を条件に対仏協定に応じた妥協は、彼が領土問題をいかに重視しているかを示している。シアヌークは、これを国王在位時代の三大事件の一つに数えている。Norodom Sihanouk, *L'Action de S. M. Norodom Sihanouk pour l'indépendance du Cambodge 1941—1955*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1959.
- (8) ハッテンバン、シエムレアプ両州のクメル・イサラクは同地方のカンボジア返還後、バンコクへ移った。タイはフランスに反感をもち、一九五〇年西欧陣営に組するまで、クメル・イサラクとバトミンを支援し武器を送り、一九四七年九月イサラクが自由カンボジア政府を樹立すると、タイのブリディ・パノミョン政府はこれを承認した (David J. Steinberg, *Cambodia, its People, its Society, its Culture*, New Haven, Hart Press, 1959, p. 103)。しかし、ゴブン・ソングラム政府が生まれると、タイ国内でのイサラク活動は鎮圧され、イサラクはカンボジア領内に帰った。
- (9) 選挙結果は、七四議席中、民主党が五四議席、自由党が二〇議席であった。民主党の勝利の原因はインテリ層と僧侶の支持によるところで、完全独立が強くアピールしたことがあげられる。僧侶は政治活動をしなかったが、民族主義勢力の中心であった。

(10) これは、国王が社会の解散権をもったことによる（憲法第三八条）。

(11) 一九四七年一月二七日のオリオール大統領領めてシアヌーク王書簡とそれに対する一九四八年一月一四日付返書によって交渉が開始された。同テキストは「インドシナ三国の地位」外務省アジア局第三課、昭和二八年、八五―八七頁、所収。

(12) 同条約テキストは、前掲「インドシナ三国の地位」八七―九八頁、所収。

(13) カンボジアは、一九五〇年一月二五日に締結した、ベトナム、ラオスと共通の利害をもつ通信、移民、貿易、関税、国庫、通貨発行および建設等に関するフランスとの四カ国協定で、これら問題について独自の処理はできないことになっていた。同テキストは、前掲「インドシナ三国の地位」一三〇―一八四頁、所収。

(14) 一九四五年八月後、ソン・ゴク・ミンを中心とする急進民族主義者が「自由カンボジアの独立」を呼号し反仏運動を起したが、一九四七年末、タイにおけるクメル・イサラクの無秩序な行動を恐れ、これがためベトミンは他のクメル・イサラクを応援する方策をとり、これと接近し、これが一九四八年カンボジア民族解放委員会を組織した。そして一九五〇年四月一七日これら分子が結集し第一回全国大会を開き、自由カンボジア民族解放臨時中央委員会結成宣言を発し、六月一九日カンボジア臨時抗戦政府の樹立宣言を行ない、一九五一年三月にベトミン、ラオ・イサラクと民族統一戦線を結成した。

(15) 選挙結果は、七八議席中、民主党が五四議席を占めた。

(16) 高橋保、前掲論文、一五五頁参照。

(17) Michael Leifer, *Cambodia: the Search for Security*, London, Pall Mall Press, 1967, p. 40 参照。

(18) シアヌークのメッセージは以下の通り（外務省アジア局第三課「インドシナ三国の政情」昭和二九年、三九―四〇頁）。

「一九五一年一月二日に内閣が成立してから今日まで、私はいかなる場合にも政府に干渉することを避けていた。それは民主主義と憲法を奉ずる私の遵法精神からにはかからない。しかし、私のこの態度は国家にとってむしろ不幸であった。イデオロギーを尊重するあまり、政府に厳格かつ有効な監督を行なうことを避けようとしていた私の気持は、完全に裏切られた。

政府は国王の政府でもなければ、国家の政府でもなかった。閣僚たちは国務と党務を混同し、彼らの頭にあるのはただ党利党略だけだった。……憲法がすべての国民に保障した自由と各種の権利は民主党員の独占という事実によって踏みにじられ、しかも絶対多数を占める議会勢力にものをいわせて、すべての破廉恥的行為をも人民の意思および民主主義の精神に合致するものと強弁している。この模様では、国王それ自身の安全さも期せられない。政府が国民の支援を受けているという口実で、国王から実権を奪うことも予想され、一方国民は政府の命ずるままに死地に追いやられてゆくであろう。こと、ここに至っては、政権を民主主義の善意に燃える人びとに委ねる他はない。私は、私が国民に与えた憲法を悪用し、与えられた権限を濫用し、もって私の信頼を裏切ったものに施政をつづけさせることはできない。私は内閣の総辞職を要求する。」

(19) 特別法の要点は以下の通り(前掲書、四一頁)。

一、官憲は昼夜を問わず、国民の住居を搜索できる。

二、公けの秩序を害すると見做されるものは、憲法に定める手続きを厳格に遵守することなく逮捕・拘留できる。

三、公けの秩序を害すると見做される発表、集会、結社および五人以上の集合を禁止する。

四、通信を統制する。

(20) これは政府の諮問機関であったが、予算についてののみは、「国費の使用は、国民の意思に問うことが必要である」との理由で評議権を与えられた。

(21) シアヌークは一九五三年三月五日と一八日の二回、オリオール大統領あて書簡を送り、フランスは速やかにカンボジア人によるその国の運命を決させねばならないと警告した(たえた(Sihanouk, *op. cit.*, *L'Action*, pp. 27—31)。

(22) ニューヨーク・タイム紙との記者会見(四月一八日)。(New York Times, April 19, 1953.

(23) Gouvernement Royal du Cambodge, *Lire Jaune sur les revendications de l'indépendance du Cambodge*, I, Paris, 1953, pp. 78—107.

(24) インドシナ三国覚書のテキストは、前掲「インドシナ三国の政情」一七頁所収。以後の交渉提案については、同書、五〇頁をみよ。

(25) *Gouvernement Royal du Cambodge, Lise Jaune sur ler revendication de l'indépendance du Cambodge, II, 1954, p. 57.*

(26) *Sihanouk, op. cit., L'Action, pp. 80—82.*

(27) 一九五四年ジュネーブ会議の動向については、拙著「ジュネーブ協定の成立」巖南堂書店、昭和四五年をみよ。

(28) 投票結果は、外務省アジア局第三課「一九五五年のインドシナ」昭和三十一年、五七—五八頁に詳しい。

(29) シアヌーク退位宣言は以下の通り（前掲「一九五五年のインドシナ」五九頁）。

「ソン・ゴク・タンの率いる民主党は、私が仕事を続けることを妨害すべく、国際休戦監視委員会に苦情を申入れた。これが、本日、私が国民と共に質素な生活を送るため、退位を決意したことを公けにする理由である。

私は王宮から一物をも運びだすことを担む。

私は父のスラムリット殿下に王位を譲り、退位する。」

(30) サンギクムについては、*Claude-Gilles Gour, Institution Constitutionnelles et Politiques du Cambodge, Paris Librairie Dalloz, 1965, pp. 169—180 ; Cambodge, Phnom—Pheuh, Ministère l'Information, 1962, pp. 66 ff 参照。*

(31) サンギクム綱領（一九五五年五月二二日制定）は、*op. cit.*, pp. 417—24 所収。

(32) サンギクムは一九五五年結成当時、五一万、そのうち農民が八五%を占めたが、そこにみる結果には党費を支払う必要がないことがあげられ、伝統的リーダーシップによるアピールがこれを強固にした。

(33) クメル王国社会主義青年団については、*Gour, op. cit., Institution, pp. 181—4 参照。*

(34) 投票結果は、前掲「一九五五年のインドシナ」六二頁参照。

(35) 投票結果は、「一九五八年のインドシナ」昭和三十六年、三三三頁参照。

シアヌークの王制リーダーシップと政策決定

- (36) Michael Leifer, "The Cambodian Election," *Asian Survey*, Sept. 1962 参照。
- (37) 新しく規定された憲法第一二二条による。すなわち
「情勢により、本憲法第三〇条及び第三〇条(新)の規定に従って、新君主もしくは摂政会議の指名ができないときは、両院は国民議会の議長召集に基づきかつその主宰の下に集合し、人民により表明された意向に従い、国家元首の大権を、国民投票によって明示的に指名され、確定した人物に委ねることができる。」
- វ្យាជ្ជ Claude-Gilles Gour, *ibid.*, pp. 103—4 をみよ。
- (38) Saul Rose, *Socialism in Southeast Asia*, Oxford U. P., 1959, pp. 191—3.
- (39) *Considerations sur le Socialisme Khmer*, Phnom-Penh, Ministère de l'Informations, 1961, 20p. (邦訳は、「カンボジア関係基礎資料」朝日新聞中国アジア調査会、一九七〇年、二一二頁、所収。) 同イデオロギーの社会開発の政策理念の分析として、亀井幹彦「カンボジア仏教社会主義の思想」現代アジア資料、第四四号、昭和四二年一月が参考になる。
- (40) *ibid.*, p. 3.
- (41) カンボジア経済の自力更生への移行については、三尾忠志『仏教社会主義』によるカンボジアの自力更生への道―その直面する経済的問題点の考察―「国際情勢、一八号、一九六六年九月をみよ。
- (42) シアヌーク元首のもと一九六八年一月三、二〇、二七日経済・財政情勢検討会議が開かれ、その結果、経済の新方針が国民大会で発表された。詳しくは、東南アジア・中東月報、一九六八年三月号、六二―六九頁参照。

三、サングクム体制による政治

a 憲法的枠組

カンボジア王国憲法⁽¹⁾が一九四七年五月六日シアヌーク国王により公布され、ここにカンボジアは立憲君主制を導入した。それはヨーロッパ型議會民主主義制度を採用し、カンボジア人の基本的自由を認め、権利行使の保証を約したものであったが、国王の権限が非常に強いことで特色づけられた。すなわち、すべての権力は国王から発し（第二一条）、立法、行政、司法の権限は国王の名において国民議會・大臣會議・各級裁判所がこれを行使するとしており（第二二、二三、二四条）、かつカンボジア人は王に対して忠誠の義務を負う（第一六条）と定められた。また、いかなる憲法改正に当たっても王制を変更することは出来ないし、同憲法によって王に留保された権利はこれを制限することが出来ない（第一一五、一一六条）としているのである。

人民の政治参加については、国民議會が立法権を行使しうる唯一の機関とされ、議院内閣制を導入しているが、別に王国會議を設け、国民議會にその意思を反映させるようになされている。のち、国民投票のクメル制度とよばれるものが拡充され、一九五六年一月一日の憲法改正で各州及び首都に人民議會が設けられ、かつ国民議會は重要な問題について意見を聴取するため知名人士を招くことができるようになった。この人民議會の創設とともに、国民議會は自らあるいは人民議會の要求において行政の肅正に参加し、王国會議の議決を条件に官吏に対し政府が処罰を行なうことが定められた（旧第六九、七〇条）。もともと、この憲法改正というのは、シアヌーク国王が、大臣會議は国民議會に対してではなく国王に責任を負うとの提案を一九五五年二月行ない、それが民衆の反対で撤回されたことへの措置であったのである。

それで、今回の憲法改正に対するシアヌークの意図とは、国民議會の行政監査機能を引き出しつつ、国民議會を王制リーダーシップにおいて指導者と大衆の連関におきかえ、そのもとで人民議會を母体に大衆エネルギーの動員を計

ることにあつたとみられる。それは、同憲法改正で、人民議会の議員に対し国民議会の議員と同一の権利の享受を認め(旧第八六条)、人民議会は国家計画に基づき公共事業の管理について国民議会及び政府に対し希望を述べ、かつ同議会はその州もしくは首都の公共事業を管理する(旧八九、九〇条)と定められたことに明らかである。

としても、国王を指導者とする大衆リーダーシップの確立は議院内閣制の改正失敗で挫折したことから、ためにシアヌークは退位し自らサンクムを結成し自ら政権を担う決意を固めたのである。そして、その制度を正統化するためのイデオロギー確立を目ざしてシアヌークは「王制社会主義」を唱道するに至ったが、シアヌーク内閣はかかる王制社会主義実践のため、サンクムの主催する国民大会を、一九五八年一月七日の憲法改正で憲法上の国政機関としたのである。すなわち、元来国民大会は一九五五年五月二二日制定のサンクム綱領により、三カ月毎にクム代表を集めて開かれる州大会と並んで、年一回クム・スロク・都市・州の代表者によって開かれるとされており、それはいわば直接民主主義を導入した人民議会の機能を果たしうるものであった。そこで、一九五八年の憲法改正で第八章を新たに挿入し、国民大会を通じ人民は国家的利益に関する事柄について直接に参加しうるようにした(第九二条)。すなわち、カンボジア国民の男女を問わず大会の討議に参加しうるとしており、かくて国民大会は首相の招集で少なくとも年二回開催され、議長を選出し、政府に対する要望および国民議会に対する決議を議決し、国民大会が議決した重要案件は国民議会が国民投票に付することができる、と憲法に定められたのである。それは、国民投票を手段としたクメルの伝統を現代的に再現したもので、これによって指導者と大衆の連関が確立したといえる。

実際、国民大会は年二回、六月下旬と一二月下旬、国家首席兼サンクム総裁シアヌークを議長に開かれ、シアヌークによる国政報告、首相の政府施政報告、各省大臣・各州知事・一般国民の提案による事柄についての討議と挙手

採択がなされた。ここでは内政（首相の任命など）、外交などの主要案件がかけられ、国家首席・国民議会・政府もこれ尊重し運営したことで、国民大会はカンボジア型民主主義の中核とされるに至ったのである。

州および首都の人民議会に関する規定はその後憲法上残存しているが、一九五九年七月第八回国民大会において地方議会廃止の決議が行なわれ、同年一月二九日施行の国民投票で過半数がこれに賛成し、一九六三年一〇月一四日可決の国民議会の法律により人民議会の機能は無期限に停止された。

また、一九六四年一月一三日の憲法改正で、国民議会および人民議会の官吏肅正権は廃止されたが、これに代え人民裁判所を新設し（第二二一条）、国家経済並びに公共財政に悪影響を及ぼす犯罪について、これが国民議会議員・大臣議会の閣員・王家に対して裁判権を行使するものとした。同裁判所は、国民議会が国家元首の承認を経て選出した長官・副長官のもと、陪審判事四〇名をもって構成され、法廷の成立には少なくとも長官および三〇名以上の陪審判事の出席を要するものとされる。

これをもってシアヌークが提唱した直接民主主義の導入、あるいは指導者と大衆の連関は一応完成をみたが、なお、シアヌークは一九六〇年四月父国王の崩御以後も国王に選任されず、同年六月一四日の憲法改正で国家元首が設けられ、同月二〇日国家元首に就任した。

b 反体制イデオロギーの問題

シアヌークのサンダクム体制は元来、近代主義者の民主党と対決してネオ伝統的寡頭体制を固めるにあり、一九五五年四月七日サンダクムの結成、九月一日第三回総選挙におけるサンダクムの独占、一〇月三日シアヌーク内閣の発足をもって軌道に乗った。

しかし、国民議会の全議席を独占したサングクム政権とはいえ、議会と政府の対立がつづいた。これは、サングクムが作られ与えられたものであって、自ら形成されたものでないとの逆説的産物のためであったと解される。いいかえれば、サングクム体制が確立されたといっても、その政治体系の交換作用が十分でないことで、体系の維持が難かしいものとなっていたということである。それは民主党のイデオロギー残存にみられ、それから分離したクメル反抗団体（赤色クメル）とのイデオロギー対決にみられる。

事實上、その存在は明確でないとはいえ、議会における民主党のイデオロギーの影響力は無視できないものであった。そこで、一九五七年八月一日王宮内で民主党とシアヌークのサングクムとの対決がみられた。民主党は政府を批判したとはいえ、公開討論ではシアヌークに押し切られ、シアヌークのリーダーシップに挑戦することはできなかった。その発言の一部を以下に引用しておこう。⁽³⁾

シアヌーク殿下 国家の生存、将来および祖国に関する重大問題がある。民主党の創立以来、王制擁護派と反対派の間で続けられている長い抗争がそれだ。国民投票または民主主義の原則に適合する他のなんらかの方法で解決しない限り、この闘争は永久化する危険がある。

王制を廃するか、共和制を樹立するかは、国民だけがその利益において決定できる。民主国家では反対党が存在するが、反対党の政府攻撃は、政府に過失がある場合および非難が証拠にもとづいてなされる場合に限られる。

しかるに民主党は常に悪意をもって、かつなんらの証拠もなくサングクム政府を批判している。彼らの批判は國家のためではなく、党利のために行なわれている。……

スパイ・ソー（民主党書記長） 民主党とサングクムとの間に見解の相違があることは事実だ。……民主党が過去にお

いて批判を行なったとしても、それは誠意をもって、かつ民衆のためになしたものである。

ケアムレット（民主党執行委員）先般、民主党はジュネーブ協定を全面的に支持するとの宣言を發した。ジュネーブ協定で獲得した独立を確立し、かつ中立政策を強化すべきだ。……

シアヌーク殿下 諸君はいつもジュネーブ協定というが、カンボジアの独立は、国王の下に団結した国民が戦いつたものだ。また諸君はわれわれの闘争時に援助したというが、諸君の同胞を却掠し、殺戮するために武装集団をつつた。……

また、民主党は中立の実現のためにををしたか。なにもしないのではないか。それなのに諸君が中立を口にするのはおこがましい。

プリサラ（民主党執行委員）われわれの批判は真面目で、公益のためのものだ。……

シアヌーク殿下 諸君とこれ以上議論する暇がない。われわれは、諸君をかつて攻撃したことはない。……サングクムは国家統一のためにつくられた。……諸君が入党を希望するなら、直ちに入党証を交付しよう。

サム・サリ（サングクム）すべての民主主義国では、政府は多数の意見にしたがう。国会に議席をもたない民主党は政府に意見を述べることはできるが、それを押しつけるわけにはいかぬ。独自の政策をもつ政府は、民主党の考えを採用しなければならぬ理由はない。

結局、民主党はシアヌークと争う気持もなくまたその立場をとおすこともなく、そして一九五八年一月の第四回総選挙以降は立候補を立てることもないまま、一九六四年一月一六日解党を宣言した。

いま一つは人民党の問題であるが、この前身は一九五四年ジュネーブ協定以前、ベトミンおよびパテト・ラオと連

携し王国政府に反抗したクメル反抗団体である。これに対しては、一九五三年七月三十一日ベン・ヌート首相演説が、カンボジアのベトミン軍に対し国外退去の呼びかけを行なった際、「われわれは共産主義者ではないが、さればといつて、彼らが武力によってわれわれを攻撃してこない限り、共産主義と闘うつもりはない」と言明した⁽⁴⁾文脈で読まれなくてはならない。ここでは、クメル・イサラクの場合、未だイデオロギー対決という問題は生じていない。彼ら当局者の間ではタイあるいはベトミンという問題範疇に包みかくされていたといえるのである。これがのち一九五五年七月共産主義政党として結成され、一九五五年選挙に三四名の立候補者を立てたが、得票率は三%にとどまった。そこで人民党は農民を煽動して納税拒否運動を指導した。ために、シアヌークは一九五六年三月一七日演説で、共産主義者の煽動に先んじて共産主義の与えようとするものをわが国民に与えることを強調し、王制社会主義を打ち出す一方、共産圏諸国に接近しカンボジア共産主義者の足場をすくう策に出た。これは、人民党の共産主義イデオロギーとの対決を意味しており、その限りかかる共産主義イデオロギーは体系内の交換としてではなく浸透作用ということで把握され、体系の維持が計られた。その意味で、国際的次元に移しそれを処理したことは、体系の効用を強調したものとみることができる。そこでは、人民党が一九五八年選挙に唯一の野党として五名の立候補者を立てるも、完敗することになったのである。

しかし、反政府イデオロギーを体系内の交換とみるか、体系への浸透作用として把握するかは一概に論じえない。サンクム体制間の交換作用が機能しない一方的なシアヌーク・リーダーシップの貫徹はそれを浸透作用とみるしかないが、そこにおける体系の維持のディレンマはいわゆるバンコク・プロットにみられる。すなわち、その事件とは一九五八年七月サンクムの実力者サム・サリ駐英大使が女中殴打事件を契機としてシンバル内閣と衝突し、本国に召

還されたことに始まり、彼は一月シアヌークのリーダーシップに挑戦してサングクム施政を非難する反政府系の新聞を発刊する一方、翌五九年一月新党を結成し、民主国家における慣行にしたがって野党的立場に立つと宣告したのである。このため一月二〇日サングクム政府はサム・サリを反逆者として非難し、そこには、ベンコクのソン・ゴク・タンの陰謀が仕組まれていると発表した⁽⁶⁾。それで、サム・サリはいち早く亡命し反政府活動に入り、一方ソン・ゴク・タンらとともに、反共と共和制樹立を標榜し、シアヌークのサングクム体制を共産主義の手先として非難するに至ったのである。この直後二月、ダップ・チュオンの反乱陰謀が発覚し、八月三十一日王宮爆弾炸裂事件が起きるなど、相次いで反逆事件が生じた。これはタイ・南ベトナム・アメリカに支持されたソン・ゴク・タン一味の自由クメル運動によるもの⁽⁷⁾とみられたが、シアヌークがかかるベンコク・プロットを明らかにしたというのは、ここにおいて反政府派を打倒し王制を安泰ならしめる意図が働いたからであろうと思われる。だから、九月政府は特別軍事裁判所法を公布して反政府活動の弾圧に当たる一方、一〇月国民投票の実施を発表し、国民議会はこれを確認して、シアヌークのリーダーシップの支持確認を急いだのである。ただし、この国民投票には「国際休戦監視委員会および諸外国の監視のもとに」行なわれると条件が伏されており、外交代表はそれへの介入を拒否し、結局国民投票は柵上げとなった。にもかかわらず、今度は一九六〇年二月人民党によるシアヌーク暗殺の陰謀が発覚した。加えて同年四月ノロドム・スラムリット王の崩御で王位継承問題が生じ、シアヌークはその王制リーダーシップ維持の問題に直面した。そこでシアヌークは六月五日、シアヌーク、ソン・ゴク・タン(民主党)、共産主義(人民党)のいずれを支持するか国民投票を行ない、国民の圧倒的支持を受け、それを足がかりとしてシアヌークは国家主席に就任しサングクム体制を堅持したのである。シアヌーク国家主席は就任早々、共産主義の脅威を強調し、人民党に警告を与えたが、一九六一年、ラオス・南ベ

トナムにおける共産主義勢力が増大しシアヌークに対する非難を強めるにおよんで、八月シアヌークは国民大会で民主党が国家統一の攪乱を行っていると非難し、青年たちは現政府を打倒して共産党支配を確立しようとしていると述べた。⁽¹⁰⁾ にもかかわらず人民派の反政府活動は止まず、一九六二年六月のサングクム施政第三回総選挙を前にして、同年一月政府は人民派幹部一四名を逮捕し、五月特別軍事裁判所は全員に死刑の判決を下した（なお、選挙後の七月彼らは特赦により釈放された）。この結果、人民派は事実上壊滅し、それはシアヌークが強力な反政府派の成立を未然に防いだためだとも受けとれ、体系の効用が注目された半面、その主張はサングクム内部の左派に受け入れられるに至ったのである。その結果、後述するようにサングクム内部の左右両派の対立という政情不安を生むことになったが、そうした背景のなかで、一九六七年四月左派共産分子（赤色クメル）による武装反乱が起ったのである。⁽¹¹⁾ このことは、交換作用を欠く体系への浸透作用のプラス化を意味するものであった。この点、バンコク・プロットがその浸透作用のマイナス化であったことと極めて対照的である。

この武装反乱は対外的イムパクトの異常な高まりという条件下で、体系への浸透作用のマイナスとして起こったもので、いいかえれば国内問題を国際的次元で処理することの失策の結果としてとりあげられたものといえることができ、それは一九六八年二、八月に激化した。これは、隣接国共産分子から少数民族および国内共産分子に対する直接の工作によるものと解され、それについてシアヌークの見解を総合するところであった。⁽¹²⁾ (1)カンボジア・ラオス・タイ三国の共産主義者は統一行動をとってカンボジアを包囲しており、同国を通じて南ベトナムに至る共産ゲリラ線を確立しようとしており、赤色クメルとタイ愛国戦線が共謀していることを確認した。(2)ベトナム共産主義者は、カンボジアを離れ、中部ベトナム西方の山岳民族とともに“自由・独立山岳部族国家”を樹立するよう挑発しており、ラタナ

キリ州の山岳部族民を武装させている。また北ベトナム人からカンボジア南西部の共産ゲリラが物質的供与を受けている証拠をつかんだ。(3)ラオス共産分子(パテト・ラオとベトミンに支持されている)は、ラタナキリ州ポケオ・ベカン地区で、クメル族に武器を貸与し、ラタナキリ地区の国軍に対し攻撃を加えるよう挑発し、道路や橋の破壊をそのかした。一九六八年二月、政府は辺境州の行政を軍人の手に委ねたが、シアヌークはこれについて同年八月一七日「このような厳しい措置をとらなければ、カンボジアは第二のベトナムかラオスになってしまうだろう」と述べた。⁽¹³⁾そして一九日シアヌークは、以下のように述べた。

「赤色クメル分子は、カンボジアを自由世界の、とくに米国の手中に陥入れるのを防止するのだと主張しているが、彼らは共産主義国の多数が米国と外交関係をもち、援助さえ受けていること知らないだろうか。

赤色クメル分子は反帝国主義を主張するが、カンボジアこそが世界で最も反米の国家である。中国や米国がどのように私を非難しようとも、私は自分の選んだ歩む道を決意をいっそう固めるだけである。問題になるのは、カンボジア国民が私を批判することである。しかし、私はカンボジア国民から批判を受ける覚悟はない。赤色クメル分子が私を批判しても、私は少しも構わない。というのは、彼らは外国の奴隸か外国人的存在に過ぎないからである。⁽¹⁴⁾」

ここにおけるシアヌーク発言の文脈は、王制リーダーシップへの批判は許されず、もしそうした批判、つまり政治体系の交換作用があるとすれば、それは体系への浸透作用、つまり対外的イムパクトの産物でしかないという理解である。それは開放体系から閉鎖体系への移行においてシアヌークの王制イデオロギーの教条化をとりあげているとみることができ、そこにはシアヌークの個人的リーダーシップをサンクム体制の組織化におきかえるとの視座転換への意図があった。

c 「陰の内閣」の問題——サングクム体制の限界に触れて——

しかし、サングクム体制の組織化は成功といえるものであったらうか。そこでは、シアヌークのリーダーシップがそのイデオロギーを体してサングクムの制度化を達しえたといえるであらうか。

一九六二年六月一日第五回総選挙が行なわれ、サングクムが立候補者推薦制による人民支持の投票で議席を独占し、ノロドム・カントル内閣のもと初めて四カ年にわたる長期政権がつづいた。これはシアヌークのリーダーシップが固まり、それが対外政策の選択による国際次元での内政矛盾を解消せしめたことにもよろうが、民主党の解体と人民党の後退ということでサングクム内部の諸勢力の間に一種のバランスが働いていたためであった。

ときに、一九六六年九月一日第六回（サングクム施政第四回）総選挙は民主化路線を打出し、自由立候補者制をとった。その結果、旧来の保守派政治家ら右派勢力が進出し、かつ首相の選任も国家主席の指名という方式⁽¹⁵⁾をとらず議会の選出にまかせたので、一〇月二二日右傾のロン・ノル（前国軍総司令官、副総理兼国防相）内閣が成立した。しかし、これには青年知識層らの左派勢力が反撥し、またシアヌークもその大臣会議の閣僚については自らの意にそぐわない面があった。ために、シアヌークはすでに予見されつつあったサングクム内の左右両派の勢力均衡が破られることを恐れ、一〇二四日左派分子を集めて政府に批判、示唆を行う「陰の内閣」(Culte-Gouvernement)を組織した⁽¹⁶⁾。これに対し、右派は「陰の内閣」に対する非難を強め、シアヌークは「陰の内閣」を擁護したので、ために政局は著しく混乱を来たした。

そこで一〇月二九日、政治危機解決のための首脳会議が開かれることになったが、シアヌークは右派内閣が国会の信任で成立したのは私の保証のためであり、自分は国益のために新内閣を正しい方向に導くために「陰の内閣」を設

けたと主張し、同時にロン・ノルに対する信頼を表明した。しかし左派に好意的な国家元首の態度から一月二日ロン・ノル政権は辞意を表明し、シアヌークはこれを望まず、四日内閣は若干の改造を加えて存続することになった。この間、三日には、学生・青年団のシアヌーク支持のデモ、国軍将校のロン・ノル支持決議がみられたが、元首府官房長官の更送と九月二四日創設の元首親衛隊の廃止（一月四月付法令）、シアヌーク元首の軍事権限をシソワト・モニレト殿下（摂政会議議長）へ移管することをもって事態は落着した。他方、「陰の内閣」は二月二七日第二二回サングクム全国大会で常設機構とすることが全会一致で決った。⁽¹⁷⁾

シアヌークはかくして現状維持で左右両派の対立を自らの掌中に収めた。しかし左派分子の政府批判は一九六七年に入るとますます増大し、三月一日青年層の反政府デモがあり、ために翌二日サングクム臨時大会が開かれた。大会は(1)現国会は解散しない、(2)現政府を維持する、(3)今後国家の危機が生じた場合には元首が憲法第一五条による非常権限を行使することを認めるとの三項目を決議した。⁽¹⁸⁾ にもかかわらず三〇日国民議会は左派議員提出の二閣僚不信任動議を可決した。よって、シアヌークは「陰の内閣」の閣僚の入閣を求めたが、これが拒否され、四月二二日国民議会はまたも一閣僚の不信任を決議した。シアヌークは同日ラジオ放送を通じ彼の「陰の内閣」の閣僚の反政府活動を非難したが、彼ら左派指導者は失踪し、反シアヌーク地下活動に走った。そこで、四月三日シアヌーク元首は共産分子の武装反乱を告げ（前述）、自由クメル（ソン・ゴク・タン一派）と赤色クメル（人民派）の二重脅威に対し政府は引き続き完全中立の政策を守ると述べた。⁽¹⁹⁾ 翌四日国民議会はシアヌーク国家元首に全権を委譲することを採択し、三〇日ロン・ノル内閣の総辞職で五月一日シアヌーク親政による全権内閣が成立した。同内閣は三カ月を限定期間としソン・サンを大臣会議議長、ペン・ヌートを入閣顧問とするもので、左派分子を配した民族統一内閣であった。この帰結はシア

ヌークの王制リーダーシップがサングクムを通じて制度化されるに至っていないサングクム体制の限界を露呈しており、そのディレンマは制度化されない個人的リーダーシップに対する対外的イムパクトの問題を生み出したのである。⁽²⁰⁾

それは、シアヌークのリーダーシップに対する中国のイムパクトをめぐって生じた。かかる国内左派勢力による政情不安を生んだ背後には中国の働きかけがあり、これをめぐって五月以降中国・カンボジア間で新聞論争が展開され、九月一日シアヌークは中国を含む全友好協会の解散措置をとり、一三日北京からの外交団引揚げ声明を行なった。これはシアヌーク外交のテストと⁽²¹⁾いってよく、かかる強硬措置に対し中国は外交関係の改善を求め、一月三日シアヌークは中国との友好関係の回復について声明したが、翌四日シアヌークは、共産青年分子の行動を非難して五月一三日に彼らが望むならば政体決定の国民投票を行なうことを受け入れると発言したことに触れ、「中国がその政策を転換し、友好関係を求めてきたので国民投票の必要はなくなった」と述べ、現政府の存続を望むか共産政権の樹立を選ぶかに関する来年二月に予定された国民投票は取り消すことを明らかにした。このことは、シアヌークの国内問題を国際次元に移すことによる一種の先どりの転位政策の勝利と⁽²²⁾いってよく、ある意味ではシアヌーク親政の政策的成果であった。

その後、左派分子による活動は一時下火となり、一九六七年二月二七～二九日開催の第二四回サングクム全国大会で、シアヌークは政府の正常化を呼びかけた。その結果、ソン・サン内閣は二月三十一日総辞職し、一九六八年一月一日ベン・ヌート合憲内閣が成立した。その構成は親政内閣と同じであったが、四月内閣改造でロン・ノルが第三副首相兼国防相、七月内閣改造で第一副首相となり、他方ソン・サンは八月内閣改造で公職を退き、シアヌーク側近の力は弱まった。そして一二月ベン・ヌート首相が病氣加療のため二カ月余にわたり訪仏した際には、ロン・ノルが首相代理を努めたのである。

以上の動きは左寄りとみられていた、あるいは左右両派のバランスの維持に力点をおいていたシアヌーク路線を修正するものであったが、その背景には国内共産分子の活動激化と自力更生の経済政策の行詰りに対する政策転換への国民の期待があった。

そこで、シアヌーク元首は、一九六八年三月五日サン・ユン・サンダム書記長らによる「陰の内閣」を新たに任命する一方、新たなバランスを計るために六月一九日「青年会議」を創設した。すなわち、それは国政を大学生に監視させるといふもので、同会議は政府の閣僚、大公使、高級官僚の任命をチェックするとともに国政全般について監視することを任務とした。それはカンボジア学生協議会の中央委員会を母体として組織され、毎月一回議會を開催したが、それは直接には五月初め、ソ連留学のカンボジア共産学生による反政府活動に対する先どり政策であり、政府と学生青年層のバランスを維持するにあった。

他方、八月一三日國民議會はシアヌーク元首の共産破壊分子に対する嚴重処罰の措置を支持する決議を行ない、ついでカンボジア上下兩院は二四日特別會議をもつてシアヌーク元首に対共産政策の遂行に当り、憲法第一五条によるすべての権限を委譲するとの決議を採択した。こうしたなかで、シアヌークは政權を直接に操作しないまま、対外的イムパクトによって動搖を生み、自力更生から經濟の自由化へと政策の轉換に応じ、一月二九日第二六回サンダム全國大會でシアヌーク元首は國際協力による經濟發展の新政策を発表した。ここでは「陰の内閣」あるいは「青年會議」も事実上機能しないまま、一九六九年八月一三日ロン・ノル内閣が成立した。この成立に当って、八月四日シアヌークは新首相選出のため國民議會、王国會議、「青年會議」、國營・民營諸紙責任者、「陰の内閣」の合同會議を招集し、サンダムによる經濟・財政政策の失敗を明らかにし、王制リーダーシップの安全弁として自ら大臣會議の

議長・閣僚を指名することをしないとの態度保留を表明したが、投票の結果、ロン・ノルが首相が選出され、閣僚は首相の選任に委ねることになった。投票結果は、ロン・ノル一一五票、シリク・マタク九九票、ノロドム・カントル九六票であつた。⁽²³⁾この表決結果は、すでにシアヌークの個人的リーダーシップへの挑戦という意味を内在しており、シアヌークがそのリーダーシップを留保したことで、閉鎖体系から開放体系への回帰、そして体系内での交換作用が始まつたのである。ここでは、シアヌークのイデオロギーの教条化は拒否されており、成功したかにみえた王制リーダーシップによるサングクム内でのバランス維持は王制リーダーシップの後退(限定的未定着あるいは外見的定着の結末)によるサングクムの解体を予見して、既に不可能なものとなつていたということができるのである。

かくて、これによつて成立したロン・ノル||シリク・マタク内閣は政策面でシアヌーク派との対立をいっそう深め、とりわけ一月経済自由化法案をめぐつて政府はシアヌーク個人と対立した。シアヌークはこの政策の実施を一二月末のサングクム大会に付すると提案したが、一二月二四日国民議會は同自由化三法案をこれにかわまず可決し、一二月二七、三〇日開催のサングクム大会にはシリク・マタク首相代理ら主要閣僚をはじめ反シアヌーク分子がこぞつて欠席した。これに対し、シアヌークは国会議員と主要閣僚の大会ポイコットを怒り、国会議員は二九日になり止むなく出席したが、それはシアヌークによるサングクム体制の破綻を意味したのである。すなわち、それは「陰の内閣」によるサングクム内の諸勢力間のバランス維持の失敗であり、それはまた前述したサングクムの組織化自体の限界の問題にかかわるが、そこには、シアヌークの王制リーダーシップの補強という以外にサングクム体制のイデオロギー化を定着させえない矛盾があつたのである(また王制リーダーシップが大きな利点をもつ半面、国内においてそのコミュニケーション操作上限界をもつ点は後述)。

注

- (1) 憲法テキストは Claude-Gilles Gour, *Institutions Constitutionnelles et Politiques du Cambodge*, Paris, Librairie Dalloz, 1965, pp. 391—415 に所収。
- (2) *ibid.*, pp. 196—202. 以下、憲法の分析は同書に負うところが多い。
- (3) 公開討論の模様は、外務省アジア局第三課「一九五七年のインドシナ」昭和三十三年、七五—八〇頁をみよ。
- (4) 同演説はシアヌークの示唆によるとされている(その点、パーチュェット、奥源造訳「メコンの砲艦」新人物往来社、昭和四五年、三六頁をみよ)。この発言は、ベトナム軍の国外退去と引きかえに中立的立場をとるという狙いがであったとも解されよう(V・M・V・レディ「カンボジアの中立主義の研究」思想、一九六一年三月号)。
- (5) シアヌークのブノンペンでの記者会見(今川幸雄「東西両陣営の谷間にあるカンボディアの立場」外務省調査月報、一九六四年二・三月号、一〇—一頁より引用)。
- (6) バンロク・プロットについては、当時ハノイに駐在していたマルコム・サルモン特派員の報告があり、サム・サリの活動に就いての記述があるが、それによると、彼がシアヌークに質問したところでは西欧の友好国から知らされたところである(Malcom, Salmon, *Focuts on Indochina*, Hanoi, 1961, pp. 262—4)。
- (7) サム・サリ、ソン・ゴク・タンらは、一九五九年四月自由クメル放送を開始し、一九六〇—六一年に同放送は一時中断し彼らの活動も下火となったが、一九六三年に放送再開とともに活動を強化し、一九六六年一月カンボジア国民に対し政府打倒武力抗争に立ちあがるようアピールし、一九六八年五月一日に積極的な武力行動計画を指令した(東南アジア・中東月報、一九六八年七月号、七〇頁)。
- (8) シアヌークは、一四七万三、三六一票のうち一三八万三、九八二票を獲得した(総合世界資料、一九六〇年六月上旬号、一五一頁)。
- (9) Norodon Sihanouk, *Le Cambodge et ses Relations avec ses voisins*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1962
所収の *Où en est le communisme au Cambodge?* をみよ。
- (10) Michel Leifer, "The Cambodian Opposition," *Asian Survey*, April 1962.
- (11) 一九六七年四月三日AKP電、シアヌーク元首の四月三日ラジオ放送演説、及び四月八日AKP電、同四月七日ラジオ放送演説(東南アジア・中東月報、一九六七年四月号、五二—三頁)。

シアヌークの王制リーダーシップと政策決定

- (12) 一九六八年三月六日発表のシアヌーク元首の書簡 (*Le Monde*, 6 Mars, 1968)。
 一九六八年五月二五日 A K P 電、五月二三日のシアヌーク元首の記者会見 (東南アジア・中東月報、一九六八年五月号、七四―七五頁)。
 一九六八年八月一日 A K P 電、八月一七日のシアヌーク元首の演説 (東南アジア・中東月報、一九六八年八月号、五二―五三頁)。
- (13) 一九六八年八月一日 プノンペンでのシアヌークの放送演説 (東南アジア・中東月報、一九六八年八月号、五〇頁)。
 (14) 一九六八年八月三一日 A K P 電 (前掲誌、五一頁)。
 (15) 憲法第三九条。
- (16) 一九六六年一〇月二五日 A K P 電 (東南アジア・中東月報、一九六六年一〇月号、六二頁)。
 (17) 一九六六年一二月二八日 A K P 電 (東南アジア・中東月報、一九六六年一二月号、四九頁)。
 (18) 一九六七年三月二日 A K P 電 (同誌、一九六七年三月号、五九―六〇頁)。
 (19) 一九六七年四月三日 A K P 電、シアヌーク元首のラジオ放送演説 (同誌、一九六七年四月号、五〇頁)。
 (20) シアヌーク元首が一九六七年五月九日 サンクム青年団指導者会議で、「私はサンクムを唯一の政党として認めるよう憲法を改訂するよう要求する。国民がこれに賛成すれば、カンボジア公民でサンクム員でないものはないので、これはロジックだと思ふ」(五月一五日 A K P 電、東南アジア・中東月報、一九六七年五月号、五四頁)と発言し、サンクムの政党化に触れたのはその組織化の限界についての反省にたつものであった。
- (21) テプチュニー・ケンが五月一三日陰の内閣公報で、華僑を通じての干渉という中国の脅威に触れ、一九日付公報で中国の華僑による内政不干渉を取束させなければならぬと述べ、反中国運動の口火が切られた。その後、中国大使館は三〇日「カンボジア新聞界の友人へ」と題する公開書簡を発表し、中国文化大革命についての正しい認識を求めこれが反響を呼んだが、これに対しカンボジアの多くの新聞は、それは中国のカンボジアへの内政干渉であると報じた。 *Far Eastern Economic Review*, 15 June 1967 の「摩擦ある友好関係」を詳し。
- (22) これには、中ソ対立がカンボジアに有利に作用した。すなわち、一九六七年九月一七日のモスクワ放送「カンボジアに対する北京の挑撥」(欧ア協会編「中ソ論争主要文献集、一九六七―一九六八年」昭和四四年、北東出版宣伝、九三〇頁)をみよ。
- (23) 投票結果は、東南アジア・中東月報、一九六九年九月号、四八―四九頁をみよ。

四 國際的与件が規定する政治

——中立政策の形成論理をめぐって——

a カンボジアの状況論理

シアヌーク体制下のカンボジア外交は、サングクムの国民的運動によるリーダーシップを、王制社会主義によって肉づけ、これを中立主義で補強するというものであった。いいかえれば、国内的問題を國際的次元に移しかえることで問題を解消せしめるという一方式をもって、外交政策が展開される一方、国内政策の先どり、つまり体系に対する滲透作用のマイナス化がとりあげられたのである。それはシアヌークが独立達成の使命を達成し、サングクムを結成の直後、一九五五年五月の米国との軍事援助協定締結非難を先どりして、王制社会主義を提唱し、私は共產主義者の煽動に先んじて、一九五六年三月一七日共產主義の与えようとするものをわが国民に与えろといひ、三月三十一日シアヌーク首相が同年二月シアヌークの第一次中国訪問に触れ、「私の北京訪問後、カンボジア共產主義者は足場を失な⁽¹⁾った」と言明した経緯に明らかである。

こうした特質は、カンボジアの國際的状況の産物とみられ、その限り、シアヌークのいうカンボジアの中立政策、すなわち自国の中立維持は、自国の領土保全の確保ということにおいて、全く「必要の産物」であつたといえよう。⁽²⁾そして、その確保に当って列国間のバランスの維持を計ることが、シアヌークにとって唯一妥当な施策であつたのであり、中立政策はそのための前提条件をなしたのである。

元来、カンボジアがタイ・ベトナムと隣接している事情は歴史的に根深い反目と領土紛争をからませていた。⁽³⁾まず、

タイとは一九〇七年⁽⁴⁾、一九四一年⁽⁵⁾、一九四六年⁽⁶⁾の三回にわたる国境協定がフランスのタイに対する圧力、日本のフランスに対する圧力、そのはね返りであったことは、元来が国際的争争の産物であったといえる。その明白な力関係の変動の一典型例はブレア・ビヒア寺院の帰属問題をめぐってみられる。すなわち、一九五三年一月完全独立後、カンボジアはタイとの国境線上にあるブレア・ビヒア寺院に警備兵派遣を意図したが、タイ警備兵がいるため目的を達せず、一九五四年一月三日と六日に同寺院に対するカンボジアの領土主権をタイに通告したが、これに対する回答はなかった。⁽⁷⁾ シアヌークは一九五六年二月タイも有力な加盟国であるSEATO加盟拒否を宣言し、同月シアヌークは中国を初めて訪問したが、タイはこの中国に接近するカンボジアの態度に反撥して三月一七日国境封鎖措置をとった。一九五八年月一二日シアヌーク首相は紛争解決を目的にタイを公式訪問し、八月両国外相会議が始まったが、すでに同月二四日タイとのバランスをとってカンボジアが中国を承認し外交関係を設定した取引き⁽⁸⁾にタイが態度を硬化し、八月一五―二七日シアヌークの第二次中国訪問の最中一九日に、外相会議は打切られた。そして、打切りの翌二〇日バンコクで反カンボジア・デモが行なわれたのを機に、両国関係は最悪となり、一月二四日カンボジアはタイとの外交関係を断つた。⁽⁹⁾

両国の外交関係は一九五九年二月二〇日、国連事務総長特別代表ベック・フリースの調停⁽¹⁰⁾で再開されたが、その後も両国関係は一方にカンボジアの対中国関係の強化、他方にタイの対米友好関係の促進に反批判して悪化の一途を辿り、同年一〇月六日カンボジアがブレア・ビヒア寺院の帰属問題を一方的に国際司法裁判所に提訴したため、タイの態度はいっそう硬化され、双方の間でキャンペンがつづいた。一九六一年一〇月二三日カンボジアは、同月七日のシアヌーク演説⁽¹¹⁾に対するサリット・タイ首相の反駁を侮辱としてタイとの国交関係を再び断絶した。また同日の王国会

議と国民議会の合同会議は、タイの侵略に対し反撃するための必要な措置をとる権限、および敵対行為が生じた場合に、中国を含む友好国に対し援助を申し入れる権限を政府に附与する決議を採択した。⁽¹²⁾

一九六二年六月一五日国際司法裁判所は同寺院の帰属についてカンボジア勝訴の判決を下した。⁽¹³⁾七月六日タイは国連に対し法的手段により同寺院を回復するとの明示的留保を通報し、⁽¹⁴⁾九月五日タイは同寺院をカンボジアに返還したが、⁽¹⁵⁾両国の対立は解消しなかった。その後国連の調停工作もみられたが、一九六三年一月二〇日カンボジアの米国援助拒否と、さらにはカンボジアの自力更生政策への移行がタイにとつてはカンボジアの「共產主義化」とみられ、その敵対関係は深まるばかりであった。一九六五年六月頃からカンボジア・タイ両国軍による国境衝突事件が頻繁に発生したが、同年一二月二九日オスマク拠点攻撃事件の際、タイ政府はタイ軍のカンボジア侵入を否定し、自由クメルが攻撃したのだとの自由クメル側の主張を初めて公式にとりあげこれを支持し、タナット・コーマン「タイ外相は自由クメルを承認することをも考慮している旨の発言を行なったこと⁽¹⁶⁾で、カンボジア政府は、これを内政干渉とする立場から、その態度をいちじるしく硬化させた。

また南ベトナムについては、カンボジアのコーチシナの領土要求、南ベトナムのケップ沿岸島嶼要求をめぐって複雑である。一九五六年三月二六日南ベトナムのタイに同調した国境封鎖措置に伴う経済圧迫は、五月に国境封鎖解除、通商関係の再開、政治関係の発足で切り抜けたが、一九五七年以降国境事件が頻発した。一九五八年六月一八日南ベトナム軍のストウン・トゥレン州（現ラタナキリ州）侵入事件が起きた際、⁽¹⁷⁾カンボジア政府は、公式に事態の收拾を米国の介入調停を求めたが、米政府はカンボジア・南ベトナム両国政府の要請がない限り関与できないとこれを拒否し、ために七月三日シアヌークはゴ・ディン・ジエム南ベトナム大統領に面会を申込み、七月一二日両国首脳会談が

開かれることに決まった。しかし、七月三日付南ベトナム紙のシアヌーク非難記事にカンボジアが反撥し、首脳会談は実現をみるに至らず、共同声明にみる中国外相のカンボジア全面支援をテコにカンボジアは二四日中国を承認した。八月五日ゴ大統領の弟ゴ・ディン・ニュー政治顧問のプロンペン訪問によって事態の打開が試みられたものの、中国承認のカンボジア外交との間に成果を生むまで至らなかった。

一九五九年二月ダップ・チュオン反逆事件を機に、同事件には南ベトナムが加担したこと、そしてその背後に米国が介入しているとの判断から、カンボジアは米国を非難し、中国への信頼を強めた。そして一九六〇年三月九日南ベトナムのケップ沿岸島嶼の領土要求はカンボジアの国民感情を激昂させ、かつ南ベトナムと一体であるとみる米国へのカンボジア非難を強め、シアヌーク元首は同年一月九日第三次中国訪問で、カンボジア・中国友好および相互不可侵条約を締結した。⁽²¹⁾そして一九六〇年後半から一九六一年における南ベトナムでのベトコン・ゲリラ作戦が激化するなかで、一九六一年一月二八日シアヌーク元首は「米国及び自由世界に対する最後の警告」と題する宣言を發し、自由カンボジアの反政府活動がタイ・南ベトナム・米国の支援で再燃しつつあることを強調した。⁽²²⁾こうして、カンボジアの対南ベトナム関係は中国とのバランス維持をテコに対米関係を引き出すことで処理されたのである。⁽²³⁾

ついで一九六二年九月一日シアヌーク元首は南ベトナムの国境侵入事件に際し同国との断交を示唆したが、断交が自国の経済危機を招くため踏み切れなかった。翌一九六三年南ベトナムで仏教徒の弾圧から混乱が生じた状況下にゴ政権の余命がないと判断を下して八月二七日カンボジアは一方的に国境侵犯・仏教徒弾圧および南ベトナム在住カンボジア人に対する迫害(後述)を理由として南ベトナムとの政治関係を断絶した。⁽²⁴⁾またシアヌークは一月四日自由クメールの活動再燃に触れ、米国・タイ・南ベトナムの支援を非難し、⁽²⁵⁾米国は支援していないとの度重なる声明にも

かわらず、一月一九日サングクム臨時国民大会で米国の自由クメル支援を理由に米国の経済・軍事援助拒否が採択され、一月二〇日カンボジア政府は援助拒否を米国政府に通告した。⁽²⁶⁾これは、一九六三年二月、シアヌークが第四次中国訪問の後、米国の援助拒否がとりあげられたことの帰結であった。

一九六三年一月一日南ベトナム政変以後、カンボジア・南ベトナム間の予備交渉がみられたが、会議実現もみることがないまま、一九六五年五月三日カンボジア政府はニューズ・ウィーク誌の王后誹謗記事および国境付近村落への爆撃事件を直接の契機として米国と断交した。⁽²⁷⁾この結末は全く南ベトナムへの米軍の大量増強と戦闘への直接参加というベトナム戦争の文脈⁽²⁸⁾にみるシアヌークの危機意識に帰せられるところであった。これをもって米国・カンボジア関係は完全にベトナム戦争の文脈でのみ律せられるところとなり、とりわけ一月以後、北ベトナム軍のカンボジア經由による南ベトナムの侵入、ないしカンボジア領内におけるベトコンの補給活動が米国側当局から指摘されるに至った。⁽²⁹⁾これに引きかえ、一九六五年四月以降、カンボジア政府は南ベトナム現政権を相手にしないとの態度をとり、南ベトナム解放民族戦線こそ南ベトナム人民の唯一正当なる代表であるとの立場をとるに至った。⁽³⁰⁾そしてカンボジアは六月二〇日北ベトナムへの支援、医薬品贈与を明らかにし、一九六六年四月一日在カンボジア北ベトナム通商代表部の政府代表部への昇格を認めた。

以上みるカンボジアの対中国・北ベトナム関係、対タイ・南ベトナム・米国関係の逆連関現象は、カンボジアの国家の劃定それ自体がいちじるしく国際的与件の介入をうけていることの産物である。そこにおける対外的干渉あるいは外国政策の介入というのは、サングクム体制によるセメント化にもかかわらず、それによる体系内の自律化作用の限界の産物といえるものである。前述の一九六〇年六月施行した国民投票で、シアヌーク、ソン・ゴク・タン、共

産主義者のいづれを選ぶかについて国民の信任を受けられざるをえなかったのは、それが一種のリーダーシップ信任の合法化手続きにとどまったものであるといえ、これを通じて国際的与件の介在の解消、つまり政治体系への滲透作用を中性化することを狙った措置と判断されなくてはならない。実際、シアヌーク体制に対する反対勢力、自由クメルにせよ、赤色クメルにせよ、その勢力は取るに足らないといわれるにしても、かかる手続きを必要とし、かの中立主義外交を選択したというのは、それだけ国内体制における国際的与件の制約を裏がきしている。いうまでもなく一九五三年九月、ペン・ノート首相のベトミン軍に対し国外退去を求めた演説に中立政策の選択を見出す立場は、これに照らしてのことであつたといわねばならない。そして、国内問題を国際的次元に移し課題を転位あるいは解消せしめるという発想を生んだシアヌークの論理は、かくてカンボジア中立外交を推進させたそれが国際的与件にふりまわされることのために、かえつて国際的イムパクトの犠牲になるとの内在矛盾をもつところとなつたのである。シアヌーク外交がバランスを維持する狙いにもかかわらず、中国への傾斜、そしてタイ・南ベトナム・米国への反撥を招かざるをえなかつたのは、そのためである。ここにカンボジア中立主義の特異性があると同時に、中立主義政策を国内立法としての中立性をもって肉づけざるをえなかつた逆説にうかがえるのである。

b 中立政策の形成

インドシナ戦争で、とりわけ一九五一年三月以降、クメール反抗団体がベトミンと共同戦線を結成してカンボジア領土を席卷したことから、カンボジアは一九五四年ジュネーブ協定³²⁾におけるカンボジア政府の宣言にこう述べた。

「カンボジア王国政府は、国際連合憲章の原則に合致しない軍事同盟に加入する義務をカンボジア王国政府に課すこととなる他の国とのいかなる協定にも参加せず、また、自国の安全が脅やかされない限り、カンボジアの領土内に

外国軍隊の軍事基地を設置する義務をカンボジア王国政府に課すこととなる他の国とのいかなる協定にも参加しない。」「カンボジア王国政府は、ベトナムにおける敵対行為の終止の日から同国における政治問題の最終的解決の日までの期間中、領土を効果的に防衛することを目的とする場合を除くほか、外国からの軍事物資、軍事要員又は軍事教官の援助を要請しない。」

ここにおける宣言は、会議の最終宣言第五条にテークノートされたが、同条項は元来、カンボジアが希望したところではなかった。いいかえれば、インドシナ・ジュネーブ会議における列国の取引きの産物として生まれたものであった。だから、一九五四年ジュネーブ会議の間を通じカンボジアは米国に援助要請を行なう一方、七月二〇日カンボジア代表は、外国軍事基地の設置を認めないことは防衛力を弱め、主権を犯すものだと抗議を行ない、結局、前記宣言の傍線部分の挿入で妥協したのである。

その結果、七月二二日カンボジア政府は、「カンボジアは国連憲章の原則に従って軍事同盟を締結し、平和と安全の脅威の場合には、カンボジア領土内に外国軍事基地を設ける」との反対解釈をとった声明を行なったのである。そして、米国との軍事援助交渉に入ったが、これに対し国際監視委員会が警告を出し、レンゲット・カンボジア首相兼外相は一九五五年二月一七日同委員会議長あてに、カンボジアが中立政策をとることを表明し、委員会の了解を求めた。⁽³⁶⁾ それによって、同年五月一六日カンボジアは米国との直接軍事援助協定を締結し、安全保障の目的を達した。⁽³⁷⁾

この経緯をみるに、カンボジアはその素地はあったとはいえ、大国間の取引きとして中立主義的存在におかれ、その限界内でベトミンあるいはその背後勢力たる中国の侵略という脅威に米国をテコとすることでバランスをとることを選り、安全を確保しようとした。しかし皮肉にも、そのバランスの設定にあたって、カンボジアは米国とともに中

立的制約に反対していたにもかかわらず、米國との直接的軍事援助交渉を通じ中立政策の採用を、自國の意思として表明せざるをえなかったのである。以上のことは、カンボジアにとって、カンボジアは、大國間の政争にかかわらないことが國家存立にあたっての至上の使命であるという第一の外交上の教訓を学ぶことになる。

そして、その結果として、休戦協定の中立的制約に従うことで、國際監視委員會の監視活動によりベトナムの介入を防ぐことができると、カンボジアは評価した。逆に、カンボジアは、もしかかる中立的制約に従わないとすれば、同委員會の干渉により、カンボジアの完全独立も保障されなくなると理解したのである。つまり、そうした判断に立つて、中立政策の採用が、カンボジアの安全にとって第一義的なものであり、カンボジアの國家意思の表明は中立政策としてのみ有効であると結論づけられたわけである。

したがって、カンボジアの政策内容は、國際的与件に制約されて当初から中立主義というタームで規定され、そのフレーム・ワーク内でのみ政策それ自体が意味づけられるものだったといえよう。⁽³⁸⁾

しかし、かかる中立主義のフレーム・ワークとはいえ、未だベトナムあるいは中国と米國とのバランスの維持が現実的課題であった。だからカンボジアは米國との協定を結んだのである。しかるに、そこにおいて、一九五五年五月シアヌークはバンドン會議に出席した。そして會議の基調であった平和共存論にいたく共鳴し、その結果、彼は中立政策を平和共存の文脈で理解し位置づけることになったのである。⁽³⁹⁾ そのうえシアヌークはバンドン會議で周中國總理に会い、かつアジアにおける中国の實力を再認識し、米中対決の構図にあって米國を選択し中国に敵対することの危険性を理解した。逆にいえば、中国を選択することで、中国が侵略の脅威にならないばかりか、友好国ともなりうるし、あるいは米中対決にかかわらないことができるとも考えたとみられる。⁽⁴⁰⁾ (彼はこの時、周總理から中国への招待を受けた。)

だから、シアヌークは一九五五年九月一日、サングクムが参加した最初の総選挙に完勝した直後の記者会見で、「カンボジアは今後もフランス連合内で中立を維持する。たとえ防衛的であっても、いかなる軍事条約も締結せず、国際機構にも参加しない」と述べたのである。ここでは、シアヌークにとって第二の教訓、すなわち強⁽⁴¹⁾大国との同盟、ないしコミットメントは自国の独立をそこなうことになりかねないし、そういった性質の関係をもちつことは避けねばならないとの理解が読みとれるのである。

加えて、米国とのコミットメントによるバランス維持の帰結は、これを多数間条約に発展させることであり、その課題はカンボジアが東南アジア条約機構（SEATO）に加入するか否かをめぐって提起された。これに対し、シアヌークはフリーリップ公式訪問より帰国直後の一九五六年二月六日「われわれは中立を守る。いかなる機構にも参加しない。SEATO加入はカンボジアの中立政策に反するおそれがあるので、カンボジアは加入を拒否する」との声明をもって答えた。⁽⁴²⁾そしてその直後、二月三―二三日にシアヌークは中国を訪問したのである。

この態度は、タイ・南ベトナムをいたく刺激し、米国の反撥を買ったが、これに対しシアヌークは四月一日演説その他で反共の立場を強調した。⁽⁴⁴⁾そのうえで、シアヌークは五月一七日ソ連との国交関係を樹立し、共産圏諸国に接近する一方、その援助を受け入れたのである。ここでは、以下二つの点から、シアヌークの中立政策が有効な道具となつた。すなわち、第一に、米国との安全保障という枠をはずしたこと、第二にシアヌークの反共主義が、米国の援助によるタイ・南ベトナムの反共主義に対し、中立主義の表明をもって、両国の国家利益よりも自国の国家利益が国際的に優先していることの正統化を与えたことである。その結果は、シアヌーク外交をしてタイ・南ベトナムの決定的反撥を招いたが、それはシアヌーク外交にとっては、いわば勝利といえるものであつたらう。この点を整理してみれ

ば、シアヌークにとって第三、第四の教訓を学んだことになる。すなわち、ここでは、伝統的に自国への圧迫勢力であるタイ・南ベトナムの隣国から（北ベトナムのベトミンとは中国の保証をもって）国家領土と人民の保全を確保する道を選んだことであり、そして過去に東南アジアで主要勢力であったカンボジアの威信を回復する方途として、シアヌーク外交の地盤を固めることができたというわけである。

要するに、カンボジアの中立主義は、第一に自国領土における東西勢力の対立を避ける、第二に自国の独立をそこなうことになる大国とはいかなる関係もたない、第三にタイ・南ベトナムから領土と人民を守る、第四に過去におけるカンボジアの威信の回復の四つの教訓を生かすことにおいて、自国領土の保全にとって確定的政策となったのである。⁽⁴⁵⁾とはいえ、カンボジアの中立主義は、国際的与件の産物であった。いいかえれば、それは国内問題を国際的次元に移すことにおいて機能するという逆説的産物であったし、それに従うことでシアヌーク外交は中立政策を選択し、かつ国内政策の肉づけを果したのである。したがって、カンボジアの中立主義の表明は、反共主義のイデーを内在しつつも、国際的次元をテコとした内政的政策内容にいちじるしい比重をおいたものであった。

そのことは、他面、カンボジア内政が、中国—カンボジア—タイ・南ベトナム・米国の連関で作用することを許した以上、南ベトナム・タイの反撥を惹起させ、それが伝統的にカンボジアへの不信を亢進する状況を意味した。そこでは、反政府分子によるサングクムへの敵対は、王室への敵対、宗教への敵対、そして国家への敵対として機能するしかなく、南ベトナム・タイの干渉に結びついて理解され、中立主義の明確化がサングクム体制の強化という定式をもって帰結するのである。その限り、その中立政策は、国際的与件の作用とはいえ国際的保障を受けない、内政的政策内容もち、それゆえに極めて流動的なものであった。一九五六年四月二日米政府がスラマリット国王に対しSE

A TO 加盟および中立主義の放棄についてカンボジアに圧力を加えないと通告したことは、そうした連関をついた一端を明らかにしているものである。その結果はシアムも述べている通り、「西欧はわれわれの隣接諸国の策謀がわれわれの独立と領土と領土保全を脅かすことがなくなるまでは、われわれの中立を放棄しないものだということを、今後ますます強めなければならない。」というわけで、つづけて「そういうことが起こったならば、われわれは社会主義友邦に乞うて、われわれを「援助」するとともに、それによって生ずるすべての結果を引きうけてもらう積りである。」と結論づけられたのである。中立主義の放棄を求めないという態度に、シアムは、われわれが中立主義を放棄しないのは、列国の態度にかかわっているとの姿勢をみせているが、そこでは中立であるか否かは国際的イムパクトにかかわることだの理解があり、その理解の骨子には体系への滲透作用をマイナス化するものとして中立主義が理解されており、それはいわば体系維持という国内的思想の延長にあったといえよう。

その中立主義の定式化の経過は以下の通りであった。一九五五年九月二五―二六日第一回国民大会で対外政策の討議がなされ、同年一二月三〇―三一日第二回国民大会においてシアムはカンボジアの中立に言及し、翌五六年一月同国民大会は以下の中立条項を憲法律とすることを決めた。⁽⁴⁶⁾

- 一、カンボジアは攻撃的・防御的を問わず軍事同盟に加入せず、一切の国際的防衛機構の保護を受けない。
- 二、この領土に外国人指揮の軍隊が存在することを許さない。
- 三、たとえ友邦であれ、いかなる国に対しても、軍事基地を提供しない。
- 四、政治的には、主権、領土保全及び平和理念を尊重するすべての国及び政府との友好・外交関係の維持に同意する。政治的に二分された国（ベトナム、朝鮮、ドイツ）に対しては、その一方に組するものではない。

ついで同五六年四月の第三回国民大会では、厳正中立政策を継続するとの動議を万場一致で可決した。そして一九五七年一月二日の第四回国民大会において、シアヌークは中立を法的規定として設ける提案を行ない、万場一致の賛成を得た。⁽⁴⁹⁾（七月一五日は第五回国民大会でスラマリット国王は、中立政策を裏切ったり、これを逸脱する者は断固として排除すると言明した。）かくて立法法は九月一日国民議會を通過し、一月六日国王の署名を終え、同月九日公布された。同法（一九五七年法律第三三・NS号）は以下の通りである。⁽⁵⁰⁾

第一条 カンボジア王国は中立国である。

外国との一切の軍事的、思想的同盟を結ばない。

いかなる国に対しても、けっして侵略を計ることはない。

第二条 カンボジア王国は、侵略を受けた場合、以下の諸権利を留保する。

—— 武器をとって自衛すること。

—— 国際連合に援助を求めること。

—— 友好諸国に援助を求めること。

第三条 この法律は緊急に宣言される。

したがって、カンボジアの中立は、国内法に基づくものであり、国際的保障を受けていない。しかし他面それは、国際的与件に従うものである以上、その国際政策は極めて流動的であった。その肉づけが「政治的に二分された国」への外交關係を通じてなされたが、そこでは中立政策の内容変更がみられた。すなわち、サンクム政權は一九五五年九月以来、二つの中国問題が解決しない限り、いずれの中国とも外交關係をもたないとしてきたが、一九五六年を

通じて中国の交流・経済協力関係（六月二二日経済援助協定）が著しく進展をみた結果、一九五七年に中立法を公布したのち、翌一九五八年七月二〇日中国（北京政府）を承認した。この際、シアヌーク首相は、国家の生命を守るためには、政策を事態に融合させなければならぬと述べ、それは中立政策の内容変更であることを明らかにした。⁽⁵¹⁾（この結果、一〇月八日カンボジアの中国承認に抗議して国府がカンボジアと断交し、カンボジアは一つの中国を選ぶことになってしまった。）

ベトナム（南ベトナム）とは代表部交換を行っていたが、一九六二年七月二六日北ベトナムに代表部権のステータス（通商代表部に国旗掲揚を許可）を認め、一九六三年八月南ベトナムとの政治関係を断絶して以後、南ベトナムとの国交関係が回復されないまま、一九六六年四月北ベトナム通商代表部を正式に代表部に昇格させた。

さらに、カンボジアは中立国グループのいわゆる第三勢力圏の結成に応じないとの態度をとってきたが、一九六一年ベオグラード非同盟諸国首脳会議にはその条件を明確にして参加した。⁽⁵³⁾ 加えて九月三日日本会議でシアヌーク元首は、ノン・アライメントは望ましいが、二つのブロックに挟まれて常にブロック間の危険に曝されているカンボジア、あるいは国の存立のためブロックに加入しているタイの事実をも強く認識するよう訴えたのは象徴的であった。⁽⁵⁴⁾

こうしたカンボジアの中立政策は、領土保全の問題に帰結する。それについてカンボジアは、後述するように国際会議による保障を求めたが、それが得られず、結局領土保全の個別的承認に終始することになった。この態度は、以下のシアヌーク論文の引用によく理解される。

「……結論的にいうと、カンボジアの中立が守られるか、消え失せるかは、米国・タイ・南ベトナムの態度いかんに係っている。彼らがカンボジアの平和的中立を希望するなら、彼らのなすべきことは、われわれの立場が彼らの脅威となっているというような虚偽の口実の下に、カンボジアの国内問題に対する一切の干渉を中止し、かつ、わ

が国境の適法性を承認することである。⁽⁵⁵⁾」

すなわち、カンボジア国境の適法性承認の論理は、カンボジア国家存在の正統性の論理に通じ、そしてカンボジアの中立はカンボジア国内問題の国際的次元での展開を意味することであるとすれば、カンボジアにとって反政府分子の活動は列国の干渉として処理され、かくて列国の不干渉の誓約は領土保全の承認として求められるというのである。しかし、この要求にはその思考方式がかみ合わず、列国には必ずしも受け入れられるところではなかったのである。

C 国際保障の政策的跛行性

シアヌークの中立政策は対中国関係、対タイ・南ベトナム・米関係と反比例的消長のなかに波動し、結局、一九六〇年二月一九日中国・カンボジア友好及び相互不可侵条約をもって落着し、中立主義の追求は対タイ・南ベトナム・米関係のいかんにかかわることであるとされた。

いいかえれば、カンボジアにあつては、中国との関係維持をテコに、対タイ・南ベトナムの対外的イムバクトを除去することが、中立政策の原則上の追求課題とされたのである。その典型的ケースがいわゆる南ベトナムの中立化構想である。それは、南ベトナムに対して一九六三年軍部クーデターの後、二月一日シアヌークが、南ベトナムの中立化を強調し、もしそれが実現できれば、カンボジアは南ベトナムと連邦を結成する用意があり、これによって両国は経済面で共同市場をもち、対外政策面で南ベトナムの国連加入が実現し両国の外交的分担が生まれるとの構想を発表したものである。⁽⁵⁶⁾（この結果、同年二月ともかく南ベトナムとカンボジアの交渉が進んだが、南ベトナム新政権はカンボジア沿岸島嶼の領土要求に固執し、事態は好転しなかった。カンボジア政府は翌六四年一月五日南ベトナム政府に領土問題の覚書を手交し、両国関係改善を求め、二カ国会談は三月二日実現をみたものの、同日発生した南ベトナム軍のカンボジア国境侵入事件で流れた。）

カンボジアがかかる中立地帯構想を打ち出したのは、中立化の国際保障を意図したその文脈の一部としてであった。いかえれば、シアムは国際保障が成立しないことと引換えに、中立地帯構想を打ち出したものであるが、彼にとつてみれば国内政策の国際化という視点にある以上、そこには区別はなかった。しかし、国際保障が国際存在のためのものであつて隣接国との安全保障を内包しているものであるとすれば、それは成立の余地なく、中立地帯構想が代わつてとられた。これは、隣接国間の交渉にかかわるところで、勿論成立しなかった。いかえれば、隣接国間の葛藤・対立を国際構想として解消しようとするのがその狙いであるとすれば、それは当事者交渉の産物たりえないとするものであるから中立政策の追求がそこにおいて求められたわけで、当事者交渉の結末は全く自明のことであつたからである。こうした南ベトナムの中立化構想には、以下の経緯があつた。

すなわち、まず、一九六〇年八月ラオスで軍部クーデターが発生しプーマ政府が生まれ、他方九月ブン・ウムの右派政権が別に誕生した際、シアムはカンボジアの領土保全の立場でラオスの中立化工作を積極的に進めた。すなわち、九月二四日カンボジアは北ベトナムの支持呼びかけにもかかわらず、中立政策の建前上これに干渉しないとの態度を表明していたが、同月二九日第一五国連総会のシアム演説は「カンボジア・ラオスをアジアの中立地帯とし、東西両陣営がこれを保障する」ことを提案した。この国際構想は流れたが、同年一二月ラオスは米・ソの介入で国際的内戦と化した。⁽⁵⁷⁾

ここに、一九六一年一月一日シアム元首は、ラオス紛争解決の手段としてラオス一四カ国国際会議を提唱した。ついでプーマ・ラオス首相はこれを支持する発言を行ない、結局、カンボジア問題と切離してラオス問題ジュネーブ一四カ国会議が五月八日開かれ、一二月一八日の会議でラオス中立化宣言案と同議定書案が採択され、三派交渉によ

る連合政府が成立後、ラオスの中立声明をみ、これを収めた前記文書案が一九六二年七月二三日にラオス中立化協定として成立した。そのラオスの中立化とは、同年七月九日ラオス王国政府の行なった「憲法上の手続きにより公布され、法律としての効力をもつ」中立宣言を組み入れて中立を保障するというものであった。この中立化方式についてシアヌークは、ラオスがオーストリア型の中立をとることを提唱し、ラオスの中立がさらにはカンボジアやビルマにも拡大されることを望んだ。しかし、実質的には、ラオスの中立はこれと違ったものとなった。つまり、それは、プーマが述べた「ラオス型の中立」、いわば承認された中立であって、保障された中立でないものとなったのである。それは、ラオスの中立が東西間の大国の合意によって決められたにせよ、ラオスの中立保障それ自体を目的としたもので、その限り「国際監督下におかれた中立であってはならない」との中国代表団の意図を反映したものである⁽⁵⁸⁾。

シアヌークはかかるラオスの経験から、同年八月一七日カンボジアの中立について国際保障を求める国際会議案を発表した。⁽⁵⁹⁾そしてタイの反対を見透したシアヌークは、ラオス問題ジュネーブ会議参加一四カ国よりタイ・カンボジアを除いた一三カ国の首脳に対し、八月二〇日正式に書簡をもってカンボジアの名誉及び国土防衛のため、ラオスに与えられた国際保護の諸条項をカンボジアにも適用するための、カンボジアの中立及び領土保全の保障のための国際会議開催を提案した。その返答はソ連・中国・北ベトナム・ポーランド・ラオスの全面的支持のみで、他方英国・米国・南ベトナムはこれに反対のもよう⁽⁶⁰⁾で、それは実現をみななかった。そこで、九月三日シアヌークは、国際会議案が西側諸国の反対により実現不可能であれば、関係国から文書による保障を求めるとの発表を行ない、一月中旬から下旬にかけてタイを含む一三カ国首脳あてカンボジアの中立宣言草案及び同議定書草案、カンボジア中立声明草案の文書⁽⁶¹⁾を送付した。これについては、中国・ソ連・北ベトナム・ポーランド・ラオスの五カ国が署名を受諾したといふこととど

まった。

中立宣言草案はラオス中立化協定に類似しており、カンボジアの中立化・内政不干渉に触れたものであるが、一方、「締約国は、カンボジア王国と未だ国連に加盟していないベトナムに対し、国連憲章に唱導された平和的手段を行使して両国間のすべての懸案事項を速やかに解決することによって、両国の関係における現在の諸困難を終らせるよう勧告する」とあった。このことは、カンボジアの中立宣言は国内要因としての対南ベトナム・タイ関係の産物なのであって、そこにはオーストリア型の中立保障を求める余地はないことを示していた。要するに、ラオス中立宣言が国家承認による中立協定であってみれば、国家存在のための中立協定を求めるカンボジアの中立とは性格を異にするということである。

ところで、そうした経過をふまえて、シアヌークは一九六三年一月八日、南ベトナムはカンボジアに脅威を与えているがゆえに、ラオス・カンボジアを含む中立地帯に参加すべきだとの国家存在のための中立化構想⁽⁶²⁾なるものを発表し、一月一日、前述した南ベトナムが中立化してカンボジアと対等の立場で国家連合を構成するなら同意すると、中立地帯構想を打ち出したのである。ここで国家連合提案が南ベトナムに対してのみ向けられたのは、北ベトナムは中立化を強いることは出来ないで、先ず南ベトナムが中立化しなければならないという点にあったとみられる。そしてそのことは、南ベトナムの共産主義化の見透しがあり、それを封ずる上からも必要なことだというにあったが、それは国内における共産主義者の反乱に直面して当然のことであったと解される。

また、同じ時点で一月二一日、シアヌークはラジオ放送でカンボジア中立国際保障一四カ国会議の開催を求め、二四日これを英・ソ共同議長国あてに一九五四年ジュネーブ参加九国会議の開催を提案したが、⁽⁶⁴⁾南ベトナム、タイ

のいずれもカンボジアを侵略する意図はないと、そうした一連の提案を拒否している。その応答というのは、カンボジアの中国をテコとするバランス維持の姿勢が確認されていたからであった。実際、シアヌークは同年七月一―三日第一五回国民大会において、カンボジアの防衛は、友好国とくに人民中国の援助に依存すると明言していた⁽⁶⁵⁾。そして、七月二五日調印の英・米・ソ三国のモスクワ部分核停条約には、カンボジア政府は、これに反対する七月三十一日の中国政府声明を正式支持することを中国に通報⁽⁶⁶⁾し、シアヌーク元首はさらに、サンクム機関紙にこう述べた。いずれにせよ、わが国は直接的脅威に遭遇した場合、わが国の生存保証のために戦ってくれる唯一の国である中国に反対するよりは、中国とともに孤立する方が望ましい。……中国とともに孤立することは重要である⁽⁶⁷⁾。」

かくて、結論は明確である。カンボジアの中立政策は国際的与件に規定された国内的課題の追求にはかならず、その意味で国際保障が得られるものではなかったが、その安全保障の追求は対外的イムバクトを受けて中立主義というタームのうちにも政策内容の政治性、したがって友敵関係を明白に露呈することになる。としても、これが隣接国に対する安全保障に重複することで、依然中立の国際化への回帰をならざるを得ない矛盾が残る。

つまり、中立の国際化の安全弁が設けられていない米国の援助に対して、対南ベトナム・タイ政策の関係から、以下の一連の動きがみられたのは、その矛盾をまざまざとみせたものといえる。まずシアヌークは、一九六三年一月五日「アメリカを中心とする自由諸国が一月三十一日まで自由カンボジア放送を停止させないのなら、一九六四年一月一日をもってアメリカ及び自由諸国からの一切の軍事・経済援助を放棄し、中国に援助を要請する」とのメッセージを送った⁽⁶⁸⁾。しかし、二〇日米国の一切の軍事・経済援助の停止を求めた場合、その帰結として、二一日前述のカンボジア中立国際保障会議の開催を要請するということになる。それで、それが成立しないものであるとすれば、そ

結論はこうなる。二九日シアヌークは、この中立及び領土保全が不完能な場合、「われわれは現在の形のなかでの中立主義を放棄し、われわれに同意する友好国、とくに中国と正式な同盟交渉に入らざるを得ない。」との声明を行なうというわけである。これが、カンボジアの内在論理の一つのパターンなのである。

そして、国際的次元での内政的国際政策の失敗は、その成行きとしての急進的な体制化を允進せざるをえない。一月二日一六日社会主義労働法が制定され、二四日国家利益の保護法が制定され、三〇日第一六回国民大会で人民裁判所設置の可決をみたのはそのためである。

ここに、その帰結として内政的国際政策の限界から、新たな形で国家存在のための正統化が求められる。中立の国際化としてではなく、いわゆる国家存在の承認協定というものが提起されるのである。シアヌークが提唱したカンボジアの中立と国境線の承認を求める国際協定なるものがそれである。すなわち、一九六四年二月二日シアヌーク元首は、米国・タイ・南ベトナム三国がカンボジアとの間に、カンボジアの中立、国境、領土保全を保障するよう呼びかけた。⁽⁷¹⁾しかし、これは三三三日のカンボジア提案と四日の米国提案の食違い、つまり、米国提案が一九五六年中立法の尊重を前提条件にせず、現国境承認に触れないことから、三月一日シアヌークは四カ国会議案を撤回し、これに代え北ベトナム及びパテト・ラオと交渉を行なうと述べた。そして、同日一五日中国のカンボジア軍事援助が開始されたのである。

ここにみるシアヌークの代替的選択、つまり、米国を止揚した北ベトナムおよびパテト・ラオとの交渉で内政中立を政策的に意義づける方策は、八月一日シアヌーク元首が国境協定について北ベトナム政府、南ベトナム解放民族戦線およびパテト・ラオと話合う予定だと述べ、八月三〇日、(1)中国と北ベトナムにカンボジアのすべての国境を承認

するよう求める(これは北ベトナムの承認を意味した)、(2)コーチシナの領土要求を求める、とその内容を明らかにした。⁽⁷²⁾ それで、一月二五日サンパット外相がハノイを訪れ、北京で一二月四日頃から北ベトナム・南ベトナム解放民族戦線・カンボジアの三者会議が開始されたが、結局、北ベトナムの拒否で三者協定は生まれず、一月二七日以下のシアヌーク声明をもって終った。すなわち、「一九五四年ジュネーブ協定ですでに保障されている国境を再び承認する協定に調印することは無意味である。中国がカンボジアの領土保全を保障することに同意している以上、カンボジアとしてはその交渉を中止すべきだ。」⁽⁷¹⁾つまり、この失策というのは、カンボジアが北ベトナム政府に対し、南ベトナム解放民族戦線の調印に保障を与えるよう求めたことへの北ベトナムの拒否にあったが、北ベトナムあるいはパテト・ラオとの交渉にレベルを異にする中国とのバランス維持がテコとして通用するはずのものではなかった。そのうえ軍事援助をコミットすることで中国はカンボジアの国家存在を闘争姿勢のうちにはめこんでしまったのである。

この跛行的なカンボジアの中立政策は、結局、一月九日カンボジア独立一周年記念式典におけるシアヌーク演説⁽⁷²⁾で、米国のカンボジア領土侵犯を非難して、インドシナの全人民が結集したインドシナ人民会議の開催提案をもたした。かくて、一九六五年二月一四〜一七日準備会議、ついで三月一〜九日本会議が開かれ、当初カンボジアらの意向⁽⁷⁵⁾した南ベトナムの中立化はもろん流されて、カンボジア国際会議の開催ということが決議された。これにしたがいカンボジア外務省は三月一五日三度目のカンボジアの中立保障のための国際会議提案を行なった。⁽⁷⁶⁾二五日米国はこれに同意し、共産諸国、西欧諸国ともこれを同調したわけであったが、その西欧諸国の受諾という背景には同会議をチャネルとして、ベトナム紛争解決の糸口を探る意図もあったとみられた。それで、五月一日カンボジア政府は、国際会議開催のための三条件、すなわち、(1)会議は一九五四年ジュネーブ会議の再版とする、(2)サイゴン政府の出席に反

対する、(3)ベトナム問題およびラオス問題を持たせない、を付した。⁽⁷⁷⁾にもかかわらず、中国・北ベトナムの同調が得られず、国際会議は開かれないうで終った。この共産側の態度というのは、インドシナ人民闘争支持の立場と米国のベトナム戦争の積極的介入の時点において、妥協に応じられないとする立場からして当然のことであつたらう。つまり、この闘争姿勢を貫くものがインドシナ人民会議の精神であり、そして闘争イデオロギーがカンボジアの安全保障に優先するものであつたからである。この点は、一九六四年一月二五―二九日ハノイで、インドシナ人民会議の提唱と重なつて開かれたアメリカ帝国主義に反対し平和を守るためのベトナム人民と連帯会議での決議と精神が⁽⁷⁸⁾インドシナ人民会議にもちこまれたことからして明らかであらう。とすれば、その会議におけるイデオロギー的制約から国際会議が成功しないのは当然の成行きであつたとみられる。

結局、友敵関係を明確にして、カンボジア政府は同六五年五月三日対米断交措置をとり、六月一二日「英国が努力している国際会議開催は時代遅れである。というのは、カンボジアの領土保全を認め尊重するという国境地図付きの宣言草案を関係諸国に送付し、調印させることに決定しているからである。この決定は、長い間続いた政治陰謀を⁽⁸⁰⁾結させた」旨を指摘した。これでカンボジア国際会議開催問題、いわゆる中立化構想は終止符が打たれた。

一方、ここに明らかにされたカンボジアの領土保全を求める宣言の構想なるものは前記四カ国国際会議を推進したドゴール仏大統領との間で進展をみ、一九六六年八月三〇日―九月二日ドゴールのカンボジア訪問の共同宣言に「フランスは現在の国境線に基づくカンボジアの領土保全の尊重を再確認する⁽⁸¹⁾」と述べられた。

そして、一九六七年五月一日シアヌーク元首は、このフランスの先例に依り、各国が明確な方法でカンボジア国境線を承認するよう要請した。⁽⁸²⁾そして、単なる領土保全の表明は国境を明確な方法で定義しない不明確な表現である

と述べた。これは、国家存在のための中立政策というシアヌークの論理の帰るところである一方、シアヌークの中立政策への青年・学生層の疑念をとりはらう狙いがあつたとみられる。南ベトナム解放民族戦線・中国・北ベトナム・ソ連は早速これを承認し、その結果、六月二四日カンボジアは北ベトナムとの外交関係を樹立した⁽⁸⁴⁾。だが、パテト・ラオとの交渉は領土問題から失敗した⁽⁸⁵⁾。タイ政府は六月二一日、タイの国境承認と国境線の保障とは異なるとの立場から、タイはカンボジアに脅威を与えていないし、カンボジアはタイとの国交を回復すべきであるとしてシアヌークの提案を拒否した⁽⁸⁶⁾。ためにシアヌークはタイが国境を承認しなければ、タイ愛国戦線との交渉に入るとして、同戦線と八月一五日北京で連絡をとつたが、この交渉は相手側から拒否された。米国は、シアヌークが一九六九年二月五日南ベトナム解放民族戦線の国境侵犯を認め、非難した⁽⁸⁷⁾ことで、四月一六日米国がカンボジアの現国境の承認と尊重を通告した⁽⁸⁸⁾（五月二日再確認声明）。またこれによって六月一日カンボジアと米国との国交関係が再開した⁽⁸⁹⁾。

なお、その米国の国境承認は、解放軍部隊の国境地区からの追放をシアヌークが指令したことの結果として読まれるべきもので、その限りカンボジアの中立政策にみるバランスの維持への追求がみられるのであるが、そこでは、カンボジアの国家意志の表明が、国際的与件に規定された中立政策としてのみ機能しようとの条件は崩されていない。いかえれば、国際的次元に移してそれを承認して、国内政策を保障しようとする逆発想が依然貫徹しているとみられるのである。これは未熟国家ならでの方策、まさに「必要の産物」といえるところのものであるが、かかるバランスの維持が自国をテコとすることなく大国間のバランスによるものである限り、それは国際的イムパクトによって破綻する内在的危険性を常にもつていた。そして、それを包み込むのはサンクム体制のイデオロギーでしかなかったのである。それゆえに、六月一一日、米国との国交再開を機に、カンボジア政府は六月一五日南ベトナム共和臨時

革命政府を承認すること⁽⁸⁰⁾、その危険性を予め除去しようとしたわけである。とはいえ、それはサングクム体制のイロオデギーの容解には耐えるものではなかった。ここに、シアマークの中立政策の破綻がみられるのである。

注

- (1) シアマークの一九五六年三月三十一日シヤムリップでの記者会見(今川、前掲「カンボディアの立場」一一頁より引用)。
 - (2) Norodom Sihanouk, "Cambodia Neutral: The Dictate of Necessity," *Foreign Affairs*, July 1958.
 - (3) カンボジアのタム、シヤナム国境問題に、Michael Liefer, "Cambodia and Her Neighbors," *Pacific Affairs*, Vol. 34 No. 4, Winter 1961—62, pp. 361—374; Roger M. Smith, *Cambodia's Foreign Policy*, Cornell U.P., 1965, pp. 149 ff.; 今川幸雄「カンボディアの国境に関する考察」外務省調査月報、一九六八年九月号、三六頁以降に詳しい。
 - (4) 一九〇七年三月二三日調印のフランス・シヤム間条約については、De Martreus, *Nouveau Recueil Général de Traites et Autres Actes relatifs au Report de Droit International*, II—3, p. 40.
 - (5) 一九四二年五月九日調印のフランス・タイ間条約(東京条約)については、「大東亜条約集」第一巻、四〇九頁以降。
 - (6) 一九四六年十一月一七日調印のフランス・タイ間協定(ワシントン協定)については、Nations Unies, *Recueil des Traités*, Vol. 344, pp. 59 ff.
 - (7) Royaume du Cambodge, *Documents relatifs à la suspension des relations diplomatiques entre le Cambodge et la Thaïlande*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1958.
 - (8) 中国との国交樹立の共同声明の要旨は、「一九五八年のインドシナ」三八頁参照。
 - (9) 断交後、カンボジア政府は、十一月二八日その態度を政府コミュニケで説明した(前掲「一九五八年のインドシナ」六六一—七〇頁所収)。しかし、同日のカンボジア外務省のタイ政府への通告文書(前掲書、六九—七〇頁)は断交でないとしている。
- *(80) Thailand, Ministry of Foreign Affairs, *Relations between Thailand and Cambodia*, Bangkok, Prachandira

Press, 1959 ㄅㄆㄇ。

- (10) *The Annual Report of the Secretary-General, 1958*, UN Documents A / 4132.
- (11) 一九六一年一月七日の日米ブリークンの東京演説のトランプ Norodom Sihanouk, *Le Cambodge et Ses Relations ses voisins*, Phnom-Pehn, Ministère de l'Information, 1962, pp. 75 ff.
- (12) Royaume du Cambodge, *Livre blanc sur la rupture des relations diplomatiques entre Cambodge et la Thaïlande, le 23 octobre 1961*, Phnom-Pehn, Ministère de l'Information, 1962; Thailand, Ministry of Foreign Affairs, *Facts about the Relations between Thailand and Cambodia*, Bangkok, Prachandra Press, 1961.
- (13) Cour Internationale du Justice, *Recueil des Arrêts, Avis consultatifs et Ordomanes, Affaires du Temple Preah Vihear (Cambodge c. Thaïlande) Arrêt du 15 juin 1962. (I. C. J Report, 1962, pp. 5—146.)*
 東寿太郎「ブリークン・ゴロン寺院事件」高野雄一編「判例研究・国際司法裁判所」東京大学出版会一九六五年二二七頁以降。
 J. H. W. Verzijl, "International Court of Justice Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)," *Nederlands Tijdschrift voor International Recht*, Vol. 9, 1962.
- (14) *Note no (0601) 22239/2505 to the U. N. acting Secretary General from the Minister of Foreign Affairs of Thailand*, July 6, 1962.
 Minister of Foreign Affairs of Thailand, *Foreign Affairs Bulletin*, 1—1, June-July 1962, pp. 125 ff.
- (15) L. P. Singh, "The Thai-Cambodian Temple Dispute," *Asian Survey*, Oct. 1962.
- (16) 一九六五年一月二十九日タナット外相の発言(東南アジア・中東月報)一九六一年二月号(五二頁)。
- (17) *Seventh Interim Report of the International Commission for Supervision and Control in Cambodia for the Period January, 1958, to December 31, 1958, Cambodia, No. 1, 1959*, Cmd. 887.

この事件が過大視され、六月二六日合同会議で、各国に南ベトナム軍の侵略に対する要請決議とシアヌークへの全権委任、およびそれによる交渉がなされた背景には、カンボジア国家問題の打開のための策略があったと一般にはみられている。

(18) *Vietnam Press*, 3 July, 1968 の「シアヌークは独裁者で知識人の敵である」という記事。

(19) 同要求の口上書の内容は、今川、前掲「カンボディアの国境に関する考察」五九一六〇頁をみよ。

これについては、フランス統治の一九三五年一月三一日インドシナ総督グレイが当該沿岸島嶼に対する行政権行使の限界と領土帰属についての留保を行っていた決定のままに終わっていた (Sarin Chhak, *Les Frontières du Cambodge*, tome 1, 1966, pp. 297 ff.)。

一九五四年ジュネーブ会議で、テブ・ファン代表は七月二一日「ベトナムとカンボジアとの間の国境線を調整し、正確にすることを条件として、ベトナムの安全を尊重する」との宣言を行ない、記録にとどめ、この際、カンボジアは「南ベトナムにおけるカンボジア土地に関する覚書」をすべての会議構成国に手渡した。

(20) 一九六〇年五月二〇日新華社電、五月一六日のシアヌークの談話 (総合世界資料、一九六〇年五月中旬号、一六九頁)。

さらに、一九六〇年五月シアヌークがナショナルリスト紙に発表した「帝国主義者への公開状」をみよ (五月二二日新華社電による、内容は、総合世界資料、一九六〇年五月下旬号、一七九頁)。

(21) 同条約の主要条文は以下の通り。(邦訳は「カンボジア関係基礎資料」朝日新聞中国東南アジア調査会、一九七〇年、三三頁所収)

第一条 中国とカンボジア王国は、両国間の永続的平和を保持し、両国の友好関係を発展、強化するものとする。

第二条 締約国双方に、相手国の主権、独立および領土完整を保証し、尊重する。

第三条 締約国双方は、両国間に発生するかも知れないいかなる紛争も、平和的方法をもって解決することを保証する。

第四条 締約国双方は、相互に侵犯しないこと、他の一方の国を対象とする軍事同盟に参加しないことを保証する。

シアヌークの王制リーダーシップと政策決定

第五條 締約国双方は、平等互惠、相互内政不干渉の原則に照らして、両国間の経済・文化關係を發展し、強化するものとする。

(22) 一九六一年一〇月二八日新華社電、同日のシアヌーク元首のラジオ放送演説(総合世界資料、一九六一年一〇月下旬号、一四一頁)。

(23) 一九六三年九月一日シアヌーク元首のシャムカル・モンでの記者会見 (*Principaux Discours, Message, Déclarations et Allocutions de son Altesse Royale le Prince Norodom Sihanouk en 1962*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1963, pp. 565—6)。

(24) 東南アジア・中東月報、一九六三年八月号、三八頁。

(25) 一九六三年一月四日シアヌーク元首のカムボートでのサンクタム演説 (*Principaux Discours, Messages, Allocutions, Déclarations Conférences de Presse Interview et de son Altesse Royale le Prince Norodom Sihanouk année 1963*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1964, pp. 358—364)。

(26) *Royaume du Cambodge, Le Rejet de l'Aide américaine Trois exposés de S. R. le Prince Norodom Sihanouk*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1964.

(27) 一九六五年五月三日シアヌーク元首の發言(東南アジア・中東月報・一九六五年五月号、三二頁)。

(28) 拙著「ベトナム問題の解剖」外交時報社、昭和四二年をみよ。

(29) 一九六五年一月一日サイゴン・ロイター電が、サイゴン米軍当局者の言明として「北ベトナム軍がカンボジア經由で南ベトナムに侵入した」と伝えた報道に反論し、一七日カンボジア情報省は、それはデッチ上げで、カンボジア介入の口実をつくるものだと述べた。そして二〇日情報省は覚書を發表し、「もしカンボジア領土に攻撃が行われた場合、それに伴って起るざるをえないきわめて重大な結果に、米・タイ・サイゴン政権は共同責任を負わなくてはならない」と述べた(東南アジア・

中東月報、一九六五年一月号、三二一—三三三頁。

(30) 一九六五年四月二四日シアヌーク元首は、カンボジア国際会議開催提案に触れて、南ベトナムの真の代表は解放戦線であるといひ、同会議への米国、サイゴン政権の参加を拒否した(AKP電、東南アジア・中東月報、一九六五年四月号、四六一—七頁)。

(31) V・M・V・レディはこの時カンボジアの中立は始まったとしている(「カンボジア中立主義の研究」思想、一九六一年三月号)。

(32) インドシナ・ジュネーブ協定は、拙著「ジュネーブ協定の成立」巖南堂書店、昭和三五年、所収。

(33) 一九五四年六月二六日ジュネーブAP電。

また、七月一四日周はカンボジア代表と協議し、カンボジアは独立擁護に必要な武器を輸入しうが、休戦期間中だけは制限されるべきであると伝えた(浦野、前掲「ジュネーブ協定の成立」九七頁)。

(34) Robert Dubois, "Les origines de la neutralité cambodgienne," *Annals de la Faculté de Droit*, Phnom-Penh, 1962.

(35) 一九五四年七月二一日AFP電。なお、「一九五四年のインドシナ」三五頁をみよ。

(36) Dubois, *op. cit.*, p. 99. なお、今川、前掲「カンボディアの立場」一三頁をみよ。

(37) "Military Assistance Agreement between the United States of America and Cambodia," *Treaties and Other International Acts Series*, 3240, 1966. (邦訳「カンボジア関係基礎資料」朝日新聞中国東南アジア調査会、一九七〇年、二八一—三二頁)。

(38) 中立主義(ノン・アラインメント)は元来、態度としての中立の議論として生まれ、それは対内的な中立主義の延長としての対外的中立主義に自国の独立と安全保障を求めるものであった。その限り、カンボジアの発想は異例のケースに属する。中立主義の一般的考察については、拙著「現代国際政治の課題」有信堂、昭和三五年、二二—三七頁以降をみよ。

(39) シアヌークのバンドン会議演説をみよ。 *Asian-African Conference, Bandung, Indonesia, April, 18-24, 1955, Speeches, and Communiqués, Kementerian Pengerangan.*

(40) この会議で、周はシアヌークにアメリカとの関係について質したといわれる (*Le Monde, 13 Juin 1954* の記事)。

(41) 一九五五年九月一三日のシアヌークの記者会見(一九五五年のインドシナ)六二頁。

(42) 外務省アジア局第三課「一九五六年のインドシナ」昭和三十三年、四七頁。

(43) 一九五五年一〇月前述のシアヌーク声明のあと、アレン・ダレスがブノンペンを訪問しSEATO加入をすすめたが、シアヌークはSEATOによる保障を拒否したといわれる (*Salmon, op. cit., Facts on Indo-China, p. 246*)。しかし、SEATOへの加入要請が一九五六年二月シアヌークのフィリピン訪問の際、フィリピン政府を通じて行われた。その回答が二月六日声明で、この経緯は、同年四月シアヌークが明らかにしたことで国際的反響を呼んだ。このため、前記シアヌーク声明に対し、四月一九日ダレス國務長官はノン・キムニー外相に書簡で「米國はカンボジアにSEATO加入を強制した事実はない。またカンボジアに経済的圧迫を加えるようベトナム、タイに働きかけたこと(注—二月シアヌークの中國訪問に対する三月の南ベトナム・タイの報復措置)もない」と抗議した。これに対し、シアヌークは、「マニラ旅行中に米國に密接に結びついているある國から、SEATOに加入しなければ米國援助を打ち切られるとの脅迫を受けた」とのコミュニケを発表した。ついでフィリピン政府は「SEATO加入についてカンボジアに圧迫を加えた覚えはない」と言明した。

シアヌークは、SEATO加入拒否がカンボジア中立主義の原点であると理解している。すなわち、

「一九五四年の末、カンボジアは一つの選択にせまられた。…カンボジアはヴェトナムおよびラオスと同様、ジュネーヴで調印された協定によりいかなる軍事機構にも属することが出来なかった。つまり、この三国はSEATOの「傘下」に入るところを極めて執拗に申しこまれたのである。ラオスと南ヴェトナムはこれを受諾したが、カンボジアはこれを拒んだ。これこそカンボジアの中立の最初の宣言であり…。」(シアヌーク「カンボジアの中立」思想、一九六二年三月号、五五頁)

シアヌークは、さらにこう述べている「一九五五年のバンドン会議にあたっては、すでにアジア共産主義諸国から、われわれの独立と、主権と、領土保全を尊重するという保障を確保していた。したがって、正しくみれば、SEATOに加盟することは挑発行為とみなされたはずである。」(前掲論文、五六頁)

(44) 一九五六年四月一日シアヌークのシャムリヤップ演説(前掲「一九五六年のインドシナ」一五頁)。

シアヌークは、もともと共産主義者の危険をよく承知していた。N. Sihanouh, "Le communisme au Cambodge," *Réalités Cambodgiennes*, mars 15, 22, 1958.

(45) スミスの分析もこの点を指摘している(Smith, *op. cit.*, *Cambodia's Foreign Policy*, p. 87.)

(46) 一九五六年四月三日U P電(前掲「一九五六年のインドシナ」五三頁)。

(47) シアヌーク「カンボジアの中立」思想、一九六二年三月号、五七頁。

(48) *Cambodge*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, 1962, p. 70.

なお、この一九五五年二月国民大会のシアヌーク演説は、同年九月一三日記者会見及び一〇月三日シアヌーク第一次内閣成立の際の外交演説を確認したものであった(前注(4))をみよ)。

(49) *ibid.*, p. 70. (なお同提案は中立法の第一、第二条とは同じで「政治的に二分された」国の条項は欠落していた。)

(50) *Réalité Cambodgiennes*, 21 Sep. 1957; *Etudes Cambodgiennes*, Juillet-Sep. 1968.

(51) 一九六〇年一月一六日シアヌークのコンボンチュナン演説(今川、前掲「カンボディアの立場」一七頁より引用)。

(52) *Réalité Cambodgiennes*, 26 Juillet 1958, 8 Aout 1958.

(53) 同会議は東西勢力圏に対する新勢力圏を創設することを目的とするものでないというのがその条件で、これは六月カイロ予備会議に出席のチャウセン情報相の発言でも確認された。

(54) *The Conference of Head of State or Government of Non-Aligned Countries*, Belgrade, 1961, pp. 182-196.

シアヌークの王制リーダーシップと政策決定

- (55) *Réalités Cambodgiennes*, 10 Jan. 1964.
- (56) *op. cit.*, *Principaux*……N. Sihanouk *annee* 1963, pp. 520—27.
- (57) Roger M. Smith, "Cambodia's Neutrality and the Laotian Crisis," *Asian Survey*, vol 1 No. 5, July 1961, pp. 17—24.
- (58) 詳しくは、前掲「シエネーヴ協定の成立」を参照。
- (59) 一九六二年八月一七日タケオでのシアヌーク元首の記者会見 (*op. cit.*, *Principaux Discours Messages, Déclarations et Allocutions de son Altesse Royale le Prince Norodom Sihanouk en 1962*, Phom-Penh, Ministère de l'Information, 1963, pp. 530—538.)°
- (60) 一九六二年九月三日シアヌーク元首の記者会見 (*ibid.*, pp. 554—568.)°
- (61) 同テキストは *op. cit.*, *Cambodia's Foreign Policy*, pp. 226—238 所収。(邦訳は、「カンボジア関係基礎資料」朝日新聞中国アジア調査会、一九七〇年、三五—三九頁、所収。)
- (62) ナシヨナリスト紙、一九六三年一月八日号のシアヌーク論文。
- (63) 一九六三年一月二日シアヌーク元首のラジオ放送演説(東南アジア・中東月報、一九六三年一月号、三四頁)
- (64) 前掲誌、四〇頁。
- (65) 一九六三年七月一日国民大会のシアヌーク元首のメッセージ (*op. cit.*, *Principaux Discours*, ……*annee* 1963, pp. 238—253.)°
- (66) ソシバートル紙、一九六三年八月一〇日号。デベッシュ紙、八月一七日号。および八月二日付のシアヌーク元首あて周中国総理書簡に対する二日付のシアヌーク返書。
- (67) *Neak Cheat Niyom*, 1 Sept. 1963 (今川、前掲「カンボディアの立場」二三頁より引用。)
- (68) 一九六四年一月五日シアヌーク元首のラジオ演説 (*op. cit.*, *Principaux Discours*, ……*annee* 1963, pp. 409—413.)°

- (69) 一九六三年六月二〇日シアヌーク元首の記者会見 (*ibid.*, pp. 488 ff.)。
- (70) 一九六三年一月二九日シアヌーク元首のラジオ演説 (*ibid.*, pp. 507—519.)。
- (71) 一九六四年二月二日シアヌーク元首の発言 (*Les paroles de Samedeh Preah N. Sihanouk, Janvier-Mars 1964*, Phnom-Penh, Ministère de l'Information, pp. 128—32.)。
- (72) 一九六四年八月三〇日シアヌーク元首の国民議会演説 (*op. cit.*, *Les paroles……. Juillet-Sep. 1964*, pp. 192 ff.)。
- (73) 一九六四年一月二七日シアヌーク元首の第一八回国民大会演説 (*op. cit.*, *Les paroles……. Octobre-December 1964*, pp. 253 ff.)。
- (74) 一九六四年一月九日シアヌーク元首の独立記念演説 (*ibid.*, pp. 92—107.)。
- (75) インドシナ人民会議のテキストは、世界政治資料、一九六五年、二二二号、二五—二七頁所収。さらに、真保潤一郎「ベトナム現代史」春秋社、昭和四年、三二六頁以降をみよ。
- (76) 東南アジア・中東月報、一九六五年三月号、四六頁。
- (77) 東南アジア・中東月報、一九六五年五月号、三〇頁。
- (78) ハノイ国際会議の決議のテキストは、世思政治資料、一九六五年、二〇六号、三二—三八頁所収。
- (79) ついで、一九六五年五月六日カンボジア政府外相は、正式にラスク米国務長官あて書簡で米国が南ベトナム侵略を中止し、カンボジア領内への侵入を止めれば、外交関係を再開すると伝えたが、六日覚書でラスク長官はカンボジア側に領事関係を維持しないと通告した (東南アジア・中東月報、一九六五年五月号、三二頁)。
- (80) この決定は、一九六五年六月八日大臣会議で決定され、一二日外務省から通告発表された (東南アジア・中東月報、一九六五年六月号、五五頁)。
- (81) 共同声明テキストは、「カンボジア関係基礎資料」朝日新聞中国アジア調査会、一九七〇年、四四—四五頁所収。

- (82) 一九六七年五月一九日AKP電(東南アジア・中東月報、一九六七年五月号、五六―五七頁)。
- (83) 各国の承認状況は以下の通り。一九六七年五月三十一日南ベトナム解放民族戦線、六月八日北ベトナム、六月八日ソ連、六月九日北朝鮮、六月一三日中国、六月一八日キューバ、六月二六日東独、六月二七日アラブ連合、六月二八日ユーゴ、六月二九日チエコ、七月一日ポーランド、七月一四日ブルガリア、八月一日インドネシア、八月二日モンゴル、八月三日ハンガリー、八月四日ビルマ、八月二二日イスラエル、八月二五日アルジェリア、九月六日アルバニア、九月一日イエメン、九月一日シンガポール、九月一二日セネガル、九月一三日ルーマニア、一〇月一日ギニア、一〇月二〇日フィリピン、一〇月二四日モリタニア、一九六八年一月一六日イタリア、一月一八日スペイン、一月二〇日シリア、二月八日パキスタン、二月一日インド、二月二一日オーストラリア、三月一六日イラク、三月三〇日ベルギー、三月三〇日オランダ、五月六日エチオピア、五月七日スエーデン、六月一〇日デンマーク、七月一八日西独、八月五日セイロン、九月二日カナダ、九月六日日本、十一月七日オーストラリア、十一月八日英国。
- (84) 一九六七年六月二四日ハノイでの共同コミュニケ(東南アジア・中東月報、一九六七年六月号、四一頁)。
- (85) パラ・トラオは一九六八年一月七日書簡で闘争支援の態度を表明したが、シアヌーク元首はこれを「パラ・トラオの現国境承認」と受けとった(一月一二日AKP電、東南アジア・中東月報、一九六八年二月号、六六頁)。
- (86) プラパート内相の一九六七年六月二一日記者会見(バンコク・ポスト、一九六七年六月二二日号)。
- (87) 一九六七年二月六日AKP電、シアヌーク元首の二月五日コンボンスプ州バンデン演説(東南アジア・中東月報、一九六九年二月号、六六頁)。
- (88) 一九六五年四月一六日の米国政府のオーストラリア利益代表を通じてのカンボジア政府あて書簡(一六日サイゴンUPI電、一六日AKP電、東南アジア・中東月報、一九六九年四月号、五九頁)。
- (89) 一九六九年六月一日AKP電、シアヌーク元首の一一日記者会見(東南アジア・中東月報、一九六九年六月号、八一頁)。

(90) 一九六九年六月一日 A K P 電、シアヌーク元首の六月一日士官学校卒業式演説。ハノイ放送七月二日の南ベトナム解放通信、一日付のシアヌーク元首のグエン・フー・ト解放民族戦線議長あて書簡(東南アジア・中東月報、一九六九年六月号、八五頁)。

五、結 語

a 王制リーダーシップの性格

カンボジアのサンダクム体制は、国王自身がリーダーシップをとった独創的な存在として、どこまで権力を個人化し指導者と大衆の連関をうちたてうるか、をよく例示している。シアヌークのリーダーシップは、元来、議会体制のもとでの王室と近代民主主義者のグループ、すなわち民主党との対決に始まっており、ここでは、王制リーダーシップと民主的リーダーシップの葛藤がすでに内在していたといえる。すなわち、植民地制度がクメル制度を温存し、かつフランスの公的・私的関心が割合低かったカンボジアにあつては、クメル王制の存在もそれが現実的な支持としては未だ確認されないままにあつて、カンボジアの王制が民族主義運動に耐えられるかどうかという課題がまずあつたのである。ソン・ゴク・タンに対するシアヌークとの対決はそこにあつたわけで、その限りシアヌークは一切の事項に先んじて王制を維持することに終始しなければならなかつたのである。ここでは、シアヌークにとっては、フランスとの取引も許されることであつた。だが、このフランスとの結託とはまさに近代主義者の許しがたい点であり、ここに政府と議会の絶え間ない葛藤が生まれた。

そこで、国王がリーダーシップをとることで自ら権力を握るといふ政治的再編成の課題がとりあげられることになった。サングクム体制はそのために形成され、確かに生活水準と経済開発のための大衆エネルギーを動員することができた。そうして王制リーダーシップを確立し、サングクム体制はシアヌークがいかなる範囲にまで権力を個人化しうるかの典型を例示した。

しかし、シアヌークとサングクムの政策は純粹に經驗的ではななかつた。確かにサングクムの思想は存在した。しかし、サングクム政権下の議会経験はまことに不幸なものであったといわねばならない。成る程、いくつかの政治的利益を決済し一元化してゆく政治機能を生み出すためには、ネオ伝統的寡頭制を確立することがシアヌークにとって必須の政治的課題であったのだが、そのためのサングクムによる議会の一元的再編成は決して有効でなかつた。国民議会議員のすべてがサングクムに属している以上、原則上議場では思想的論争の余地は全くなく——加えて、シアヌークに対する挑戦は王制への抵抗に転位されることもあってその論争は全く不妊であつたといえる——、とりわけサングクムへの加入に当っては他の政党に属さないとの条件を付してサングクム体制とシアヌークのリーダーシップに対する安全弁がつけられた。そのうえ、サングクムの国民大会その他の措置によって、議会の効用は改善されるものとした。しかし、真の意味での議会が存在しないこと、そしてとりわけ直接民主主義による利益追求の先取りと立場一致による裁決の教条化は、かえって陰謀を生み出す結果となつた。ここに古典的手段による議会操作の問題点があり、かつ対外的イムバクトがそれに介在した。そしてその議会操作は王制リーダーシップの確立によって裏うちされているべく努められたのだが、その王制リーダーシップが十分に機能するためのコミュニケーションの条件すらも十分でなかつたことは指摘されなくてはならない。それはまた民族的自覚の問題でもあるが、カンボジアにあつてはそ

れに先どりして王制リーダーシップを確保しなければならないという矛盾が既に介在していたのである。

確かにクメルの伝統王国は隣接国タイ、ベトナムにもおよぶ版図をもっていた。現在、南ベトナムのデルタ地区に約七〇万、タイ南部に約二〇〇万のクメル人が在住しているのはそのためである。⁽¹⁾カンボジアにあってクメル人は全住民の六分の五を占めるが、少数民族もまたかなり多い。とりわけ山岳少数民族については、十分な政府の施策がおよんでいない。⁽²⁾つまり、そうした施策を用意しうるシアヌークのリーダーシップすら十分確立していない。要するに、どこまで国家の自律性が機能しうるかは定らかでないのである。

また、国内において華僑は一つの独立的存在であったとも云え、これを許さざるをえなかったのである。⁽³⁾そしてその独立的存在はカンボジアにおけるベトナム人問題の事例もあるようにこれに限らないのであった。このことから分かる通り、ここでは、内政的問題と国際的イムパクトの次元が未分化であったのである。つまり、国内的論点が国際的性格を帯び易く、対外政策が国内問題に介在せざるをえない状況である。それで、シアヌークは、国際的与件を先どりし、国内問題を国際的次元において処理するという政策を選択した。その場合、国際政策の追求は、国民的合意の上になされたものであるとすれば許されることであつたとしても、国際政策がその国民的リーダーシップの確立のための手段であつたとすれば逆説というほかはない。シアヌークはそのリーダーシップの弱さを補うに、諸勢力間のバランスの維持を操作することを第一義とした。国民大会―内閣―国民議会のバランスを維持するという方法は十分機能しなくなり内閣―「陰の内閣」のバランスの設定あるいは、国民大会と並ぶ「青年会議」を設けるなど努めたが、それは一定の条件つまり対外的イムパクトが均衡化しており中性の状態にあるときのみ、許されることであつた。ということは、対外的イムパクトの条件いかによつては、国内において諸勢力のバランスを維持するという操作す

らは不可能であることを、それは意味しているのである。加えて、そういう異常な状況が続くということは、王への忠誠と王の権威を設定した王制リーダーシップが十分に確立していないところにある、その王制リーダーシップ自体の空洞化現象を示すものとなった。ロン・ノル政権が登場し、経済自由化政策を許して以後、対外的イムパクトをテコに一九七〇年三月シアヌーク元首の追放措置が容易にとられたことは、それへの証左である。

b 中立政策の問題点

カンボジアの政治状況が国際的与件に規定される面はすでに明らかにした通りである。ここでいう国際的与件の関与とは何か。改めて整理してみると、こうなる。

第一に、国内において政治的利益の決済ができない場合、その反対勢力は国外に追放されることから生ずる国際的要因である。そこでは、反政府活動は国際的に合法化される面をもち、政府は国境画定によって反乱の聖域を排除し、その鎮圧に乗り出すが、それは国内矛盾であって国際的協定により解決されるものでない。

第二に、ために、ここでは、反政府勢力の活動ないしそのイデオロギーを外国政府の問題と混同してしまい勝ちで、対外的恐怖ないし不信感が異常に充進されるということである。ここでは、外国政府の政策が自国の安定化を保証することの理解が生まれ、対外政策が何よりも優先することになる。としても、自ら対外政策の要求に対処できないため、政策決定者はいきおい東西陣営間のバランスを引き出し、そのなかで自国の存在要求を確認する手段がとられるが、その結果は、自らがバランスの担い手の一方の代弁者となってしまうことにもなる。この点、国際政策が国際的与件に規定されるということであっても、その国家政策が大国の論理にしたがい国際的利益を引き出すとは相違している。また、大国に対する小国の論理⁽⁵⁾というものでもない。そして、中ソ対立のなかにおいて自律的立場を保持し

ている北ベトナムの国家理性⁽⁶⁾とは全く相違しているのである。

したがって、第三に、そこでは、自国の勢力ないしイデオロギーが外国政府の問題の範疇に置きかえられてしまっている勝ちである。いいかえれば、当該政府は、外国政府の政策に結びつけて自国の存在を正当化することになり勝ちである。こうした国家は、自国の政策内容を国際的次元に投射して初めて位置づけることができるというものである。しかし、それは国際的秩序のもとでその存在が承認され、あるいは保障されるというものではない。この点、冷戦が導入され、その結果として中立が制度化されたラオスの場合と違う(前述)。

それゆえに、本来、国際的に保障されるべき性格の「中立」が、国際的与件に刺激されたカンボジアにおいては国内的に立法化されて矛盾しない。元来、カンボジアは当初、すでに述べたように領土のいかなる中立化も拒否した。そうすることで行動の完全な自由を得ようとしたのである。しかし、カンボジアは中立になることで、国内の共産勢力をも中立化し、経済開発の先どりもした。この点、ナーセルの姿勢に通じる面がみられる。とはいえ、カンボジアの場合、対外的イムパクトが強いことで、そこでは中立化をもって真空状態を醸成したことから国内問題に対する対外的関与をいっそう生み出すことになり、シアヌークはこのために国際的保障を求めることになったが、それも成功しないまま、大国間のバランスの維持にあって大国の代弁者とならざるを得なかった。

その一例が中ソ対立におけるカンボジアの動きにみられる。⁽⁷⁾一つは一九六三年七月モスクワの部分核停条約に対する中国の立場の支持であり(前述)、いま一つに一九六四年八月トンキン湾事件におけるカンボジアの立場である。⁽⁸⁾八月八日付のサンダグム系デペッシュ紙社説は、ソ連の弱さが現実には帝国主義者の新手の行動をひき起こしているとの論調であった。そして「ソ連は帝国主義に反対する中立主義諸国の戦いを質草にしてきた」とも論断した。これに

ついで、一六日モスクワ放送は、同社説について、それはソ連がアメリカの北ベトナム侵略を傍観していたかのよう
に述べているが、五日タス通信が発表したことの実をほおかむりしてソ連を非難することは北京にとりいろいろとす
ることだと反論した。

この状況論理は、一九七〇年三月シアヌーク追放後、右派を支持するアメリカの政策と、左派を支援する中国政府
の影響力とがはっきりと表面化した時点でもみられた。⁽⁹⁾すなわち、三・一八政変の後、シアヌークは北京に滞在し四
月二四～二五日インドシナ人民首脳会議を開催し、インドシナ民族統一戦線を固め、そして五月五日北京にカンボジ
ア王国民族連合政権を樹立したが、⁽¹⁰⁾ソ連はロン・ノル政権とは国交関係を断たなかった。これに対し、シアヌークは
九月一七日仏教僧職への特別アピールでこう述べた。「ロン・ノル集団はその新聞・雑誌と宣伝機構を通じソ連ら共
産党国家をもちあげている。というのは、これら諸国は、彼ら政府の立場に立ち、ロン・ノル政府と友好的に協力し
ているからである。⁽¹¹⁾」このシアヌークの発想は、大国の代弁者たるをもって、自らの国際政策を表明するという姿勢
であった。そこでは、これに対するソ連の態度とは全くかみ合わない。そのうえ、かかる三・一八政変を引き出した
ことそれ自体、シアヌークが反政府活動を国際的に合法化したことへの自らの解答であったといわなくてはならない
のである。シアヌークは、国家レベルで処理しえない国際的与件のもとの国内矛盾を、インドシナ人民会議という
運動レベルで処理しようとしたが、それによって解決が計られるものではなく、国家レベルをはずしたことでその
結果はシアヌークのリーダーシップをも問われるところとなったのである。

カンボジアの中立政策はカンボジアの状況的論理からして有効な選択ではあったが、シアヌークの求めた保障政策
としての唯一の成功例は国家レベルでの国家承認であった。しかし、それも国際的与件に制約された未熟国家ならで

はの産物であったと解せられる。というのは、先のスパイリエン州侵入事件があった際、以下の経緯が辿られていたことでも肯けられる。すなわち、一九六四年五月二日カンボジア政府は同事件を国連に提訴したが、それによって国際調査三人委員会が現地に派遣されることになり、その報告に沿い七月二七日安全保障理事会はカンボジアに国連監視団を派遣することを勧告し、かつ国境を確定するための合同委員会を設けることを提案した。これに対し、八月一日カンボジア政府は、「調査団の結論は、アメリカと南ベトナムの攻撃の責任の大部分をカンボジアに負わせている。：カンボジアは自分自身の手段を、友邦によって提供される手段によって自己を守る権利を保留する。」と述べ、二九日政府と国会は「その勧告は内政干渉である」⁽¹³⁾と決議した。これにみるシアヌークの態度は対外的干渉を排する内政的発想の文脈で読まれるべきである。そして、ここに提起された国境問題を自らが提出することで、国際的に正統化しようとしたのが国境承認問題であったのである。そこでは、内政問題を国際的次元へ移したことで内政干渉ではなくなったのである。ここにおけるシアヌークの中立政策はその肉づけを展開において教訓的なものがあつたが、他面その限りその国際的評価を過大視することは慎むべきものであつたのである。

c イデオロギー性の評価

最後に、シアヌークのイデオロギーはもともと国際共産主義とは二者択一の威信ナショナルリズムといえるものであつた。これはシアヌークの発言から十分うがえるところである。⁽¹⁴⁾しかしサンクム体制はシアヌークの個人的イデオロギーに全く制約づけられていた。それは、事実において、シアヌークの運命に依存しており、それから逃れることは不可能であつた。これはアンコルの諸王の個人的権力行使の現代的再現ということで正統化された。そして、その表明がクメルの王制社会主義であつたのであるが、しかし、それは現実的適用に失敗した。その適用過程にあつ

カンボジアに対する外国援助(1955—1964)

単位100万 US ドル

	1955	1960	1961	1962	1963	計
	—1960	—1961	—1962	—1963	—1964	
アメリカ・経済	179.2	23.1	33.2	20.0	6.9	309.7
・軍事	64.0	3.2	6.5	10.3	10.0	94.0
中国	22.4	25.7				48.1
フランス	18.8		1.8		32.6	53.2
ソ連	28.8	0.5			20.0	49.3
日本	4.3		4.1			8.4
チェコスロバキア	1.4	8.0				9.4
ポーランド	1.9	0.3				2.2
ユーゴスラビア					6.0	6.0
英国 オーストラリア ニュージーランド カナダ	3.0					3.0
国連	1.0	0.4	1.7			3.1

出所 Smith, *Cambodia's Foreign Policy*, 1965, p. 123 (注、計が一部合わない原表のまま)

て、一九六三年以来のアメリカの援助拒否という国際的環境から、シアムは中国の経験を導入し自力更生による経済発展政策をとったが、その結果は失敗であった(アメリカの援助がカンボジアの年間外国援助受入額の八五%を占めていたこと(上掲の表をみよ)を想えば、その一端が理解できよう⁽¹⁵⁾)。いいかえれば、カンボジアは、国際的イムパクトによる対応選択から中立政策を至上し、自力更生政策をとったわけだが、それは王制社会主義の肉づけとは遊離していた。つまり、その自力更生政策は、王制社会主義のイデオロギーに派生して位置づけられたというよりも、国際的イムパクトに制約された政治的産物であったのである。その結果、経済的再建策がとりあげられたが、これは国際情勢の維持に対処する必要からの経済政策転換であった。そのことは、新政策のためのイデオロギー選択をめぐってサングクム体制それ自体を機能不全にし、そしてそこではその存在すら問うところなり、結局それはサングクム体制の退化に通じた。つまり、サングクム体制が王制リーダーシップの確立

以外その政策イデオロギーの適用に十分でなかったとすれば、新しい政策転換に当ってはそのサングクムの理念すら拒否し、これに代え近代主義の原則的適用を可能にしたのである。そこで多角的な国際協力之道を選ぶことになったが、国際政策の転換はその代弁者たるシアヌークのリーダーシップないし威信をも拒否した。このことは、シアヌークのイデオロギーの不在そのものの結果であるが、シアヌークについてのかかる指摘は、三・一八政変以後、今度は彼が中国の代弁者として登場する経緯によっても明らかである。

要するに、彼のイデオロギーは威信的な王制の擁護それ自体の何物でもなかったといえる。ただ、そのための政策的先どりして王制社会主義を提唱しサングクム体制を固めた経緯は、自国の国家政策が国際的与件で規定される未熟国家の典型的ケースとして検討に値する意義をもった。とはいえ、国内政策の不在に迫車かけた国際政策の空転がそのモデル・ケースを流してしまったことは反省されなくてはならないところであらう。

注

- (1) クメルの民族史をみらしたい。例えば、満鉄東亜経済調査局編「印度支那民族誌」昭和一八年をみよ。
- (2) 三尾忠志「カンボジア北東部の少数民族ならびに社会経済状況」国際情勢、三四号、一九七〇年九月、一五—二六頁をみよ。
- (3) 外務省アジア局「東南アジアにおける華僑の動向」下巻、昭和三二年、第七章。W. E. Willmott, *The Chinese in Cambodia*, Vancouver, Univ. of British Columbia, 1967 をみよ。
- (4) カンボジアのベトナム人問題は、ベトナム人がカンボジアを自国の辺境地とみていたことに始まっている。この点の記述は、T. Porcé & E. Maspéro, *Moeris et Coutumes des Khmers*, Paris, 1938. 大岩誠・浅見篤訳「カムボジア民族誌」生活社、昭和一九年一九—二〇頁をみよ。加えて、かかる徴候は今日でも後退したわけではない。この点については、高橋保「カンボジアにおけるベトナム人問題の現状と歴史的背景——インドシナにおける民族的相剋の側面——」アジア経済、一九七一—シアンヌークの王制リーダーシップと政策決定

年二月号をみよ。なお、カンボジアからタイへ移住したベトナム人問題は、本国送還が一九五九年八月二四日ラングーン協定で決まり解決の方向にむかっている。この点については Peter A. Poole, *The Vietnamese in Thailand*, Ithaca, Cornell U.P., 1970 をみよ。

(5) ここでいう大国に対する小国の論理とは、シュバルツェンバーガーが *International Aristocracy* と形容した状況の産物であるとの着目に帰せられる (George Schwarzenberger, *Power Politics, A Study of International Society*, N. Y., Praeger, 1951, chapt. 6) が、さらにこの問題関心については、臘山政道「国際政治における大国と小国」、同著作集Ⅰ、中央公論社、昭和三四年、所収、及び芥藤孝「大国と小国」東京大学教養部・比較文化研究、第三輯、昭和三七年、四五一―六〇頁におけるアプローチが参考となる。

(6) 北ベトナムの国家理性は要塞国家の建設と中ソ対立間における自律性に現われている。この点、前掲「ベトナム問題の解剖」三三頁以降、及び拙著「続ベトナム問題の解剖」外交時報社、昭和四五年、九九頁以降をみよ。さらに、ベトナム和平における北ベトナムの自律的立場については、一九七一年七月一九日のニャンザン社説「ニクソン・ドクトリンは間違いなく失敗する」をみよ(この点の分析は、拙稿「一九五四年ジュネーブ会議と一九七一年の動向」国際問題、一九七一年一〇月号に詳しむ)。

(7) この点、高橋保「カンボジアをめぐる国際環境―対中ソ関係の展開を中心として―」山本登編「中ソ対立とアジア諸国」下巻、日本国内問題研究所、一九七一年、所収、二二五頁以降の分析を参照。

(8) 藏居良造編「中ソのアジア政策」アジア経済研究所、一九六六年、八一―八二頁参照。

(9) 高橋、前掲論文、二四一―四四五頁参照。

(10) 一九七〇年三月一八日カンボジア政変以後の動きについては、「重大化するカンボジア情勢(その一)―シリアヌーク元首の失脚とこれに関連する内外情勢―」東南アジア調査会、一九七〇年、及び「重大化するカンボジア情勢(その二)―共産勢力

の反米共同戦線確立とロン・ノル政権を支援する反共枢軸の動向―」東南アジア調査会、一九七〇年に詳しい。

(11) 一九七〇年九月一八日北京放送 (RPアジア・アフリカ版、昭和四五年九月二二日号、一八頁)。

(12) 一九六四年八月一日カンボジア政府声明 (東南アジア・中東月報、一九六四年七月号、四六頁)。八月一〇日に正式の覚書が送付された (同誌、八月号、五五頁)。

(13) 一九六四年八月二九日の政府、国会の共同声明 (東南アジア・中東月報、一八六四年八月号、五五―六頁)。

(14) シアヌートの共産主義観は以下をみよ。N. R. Sihanouk, "Le communisme Cambodge," *Realités au Cambodgiennes*,

15, 22 mars, 1958, វិទ្យុស៊ី John P. Armstrong, *Sihanouk Speaks*, N. Y., Walker and Co., 1964 វិទ្យុស៊ីស៊ី
ヌートの発言をみよ。

(15) カンボジアの財政構造とアメリカ援助についての批判的考察は、真保潤一郎「ベトナム現代史―帝国主義下のインドシナ研究説―」春秋社、昭和四三年、三一三―二三頁をみよ。